

令和7年度 議会事務局改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	建築工事		電気設備工事
A-00	表紙・目録	E-01	特記仕様書
A-01	改修特記仕様書(1)	E-02	凡例・照明器具姿図
A-02	改修特記仕様書(2)	E-03	電灯設備「改修前・改修後」
A-03	改修特記仕様書(3)	E-04	コンセント設備「改修前・改修後」
A-04	配置図	E-05	弱電設備「改修前・改修後」
A-05	1階平面図・2階平面図「改修前」	E-06	防災設備「改修前・改修後」
A-06	平面詳細図・展開図「改修前」	E-07	電気設備「改修後」
A-07	平面詳細図・展開図「改修後」		
A-08	展開図「改修後」		機械設備工事
A-09	天井伏図「改修前・改修後」	M-01	特記仕様書1
A-10	断面図「改修前」	M-02	特記仕様書2
A-11	断面図「改修後」	M-03	機器表
A-12	建具配置図・建具表「改修前」	M-04	給排水設備「改修前・改修後」
A-13	建具配置図・建具表「改修後」	M-05	冷暖房設備「改修前・改修後」
A-14	各部詳細図	M-06	換気設備「改修前・改修後」

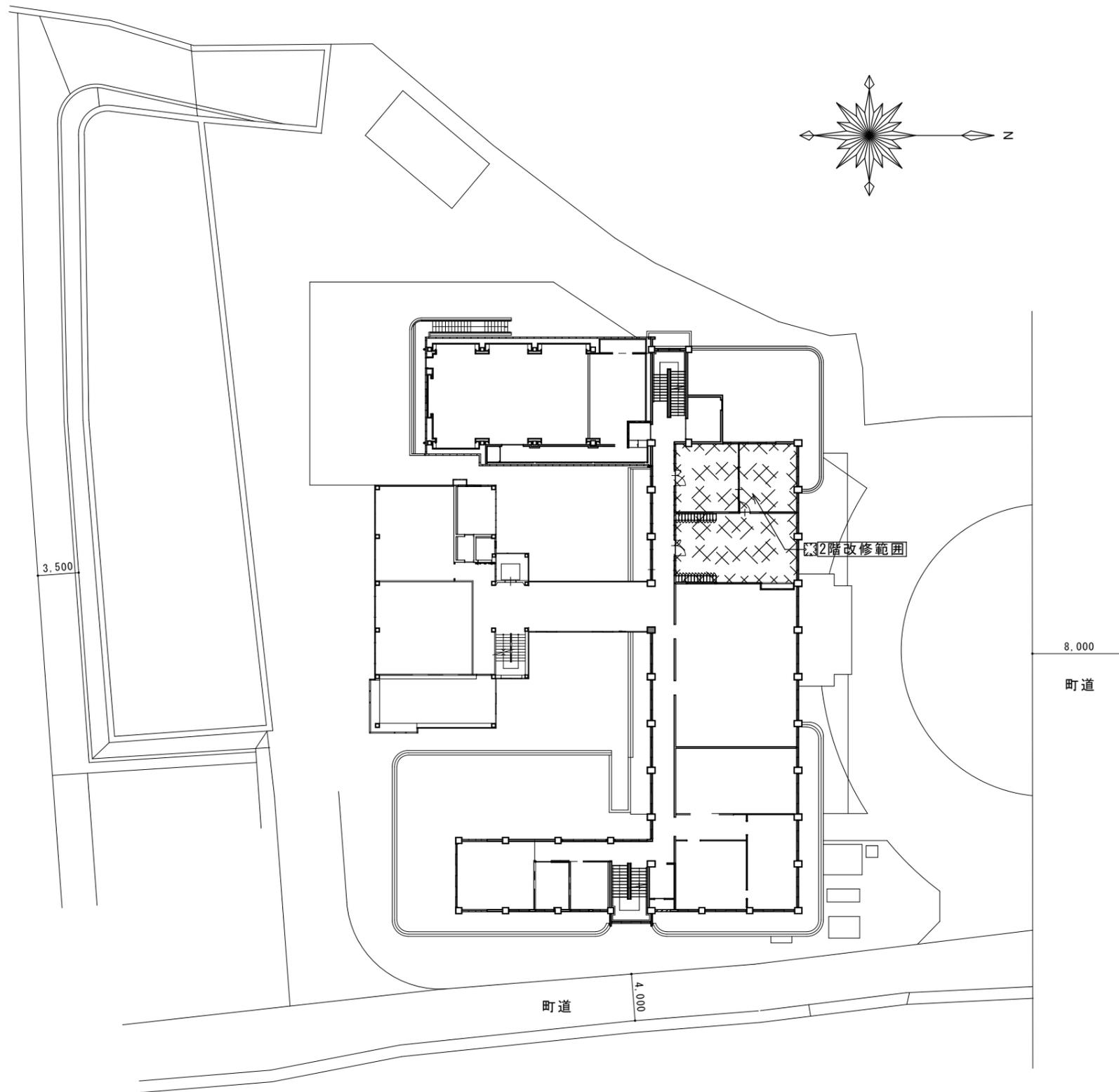
		●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号 A-00	株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
		●図面名 表紙・目録	●縮尺	

章	項目	特記事項																																										
11章 内装 改修 工事	① 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>間仕切木下地 全面</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>C通・F通・9通</td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td>天井木下地含む 全面</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・図示		下地の状況	下地処理方法	備考欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル		欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃		撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	間仕切木下地 全面	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ	C通・F通・9通	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	天井木下地含む 全面	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ										
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																								
	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・図示																																									
	下地の状況	下地処理方法	備考欄																																									
	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル																																										
	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃																																										
	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																										
	壁下地を含む全面	間仕切木下地 全面																																										
	ボード面まで																																											
	ボード面を残し仕上げのみ	C通・F通・9通																																										
	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																										
天井下地を含む全面	天井木下地含む 全面																																											
ボード面まで																																												
ボード面を残し仕上げのみ																																												
② 撤去並びに下地補修																																												
③ 木工事	<p>◎工事現場搬入時の含水率は(A)・(B)種とする。</p> <p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。</p> <p>◎樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下 地 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造 作 材</td> <td>サッシ額縁・巾木</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>(A)・B・C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具枠・見切等</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>(A)・B・C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下 地 材																	造 作 材	サッシ額縁・巾木	杉	図示	上小節	図示	(A)・B・C	A種		建具枠・見切等	杉	図示	上小節	図示	(A)・B・C	A種	
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																				
下 地 材																																												
造 作 材	サッシ額縁・巾木	杉	図示	上小節	図示	(A)・B・C	A種																																					
	建具枠・見切等	杉	図示	上小節	図示	(A)・B・C	A種																																					
④ 製材																																												
⑤ 軽量鉄骨壁下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(65型)とし、改標仕表6.7.11による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・改標仕6.7.4(5)による)</p>																																											
⑥ 軽量鉄骨天井下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。</p>																																											
⑦ ビニール床シート張り (JIS A 5705) ビニール床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・種類</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール</td> <td>床タイル</td> <td></td> <td>2.5mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>樹脂系</td> <td>通路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニール</td> <td>床シート</td> <td></td> <td>2.5mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>樹脂系</td> <td>廊下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	材質	厚さ	高さ	ビニール	床タイル		2.5mm				樹脂系	通路		ビニール	床シート		2.5mm				樹脂系	廊下											
材質	種類・種類					色柄	厚さ	幅木				接着剤	施工箇所	備考																														
		材質	厚さ	高さ																																								
ビニール	床タイル		2.5mm				樹脂系	通路																																				
ビニール	床シート		2.5mm				樹脂系	廊下																																				

章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																					
12章 塗装 改修 工事	⑬ せっこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等 の区分</th> <th>小ねじ・釘 ・接着剤の 種類</th> <th>下地の 種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>下地張</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>下地張</td> <td>9.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸音用穴あきせっこう ボード JIS A 6301の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品</td> <td>天井</td> <td>PBL=9.5</td> <td>9.0 12.0</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ+ 接着剤</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天井</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木毛セメント板 JIS A 5404の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然木化粧合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊加工化粧板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難燃合板 農林省告示第1869号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部壁</td> <td>ビニルクロス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	下地張	12.5	不燃	小ねじ	LGS		天井	下地張	9.5	不燃	小ねじ	LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品								化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品								吸音用穴あきせっこう ボード JIS A 6301の規格品	壁								天井							無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品								ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	PBL=9.5	9.0 12.0	不燃	小ねじ+ 接着剤	LGS		ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品								グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品	壁		50						天井		100					ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品								木毛セメント板 JIS A 5404の規格品								けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁								天井							火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品								普通合板 農林省告示第233号								天然木化粧合板 農林省告示第233号								特殊加工化粧板 農林省告示第233号								難燃合板 農林省告示第1869号								その他								施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考	上部壁	ビニルクロス					施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考					
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備考																																																																																																																																																																																															
	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	下地張	12.5	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																
		天井	下地張	9.5	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																
	化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																																																																						
	化粧せっこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																																																																						
	吸音用穴あきせっこう ボード JIS A 6301の規格品	壁																																																																																																																																																																																																					
		天井																																																																																																																																																																																																					
	無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品																																																																																																																																																																																																						
	ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	PBL=9.5	9.0 12.0	不燃	小ねじ+ 接着剤	LGS																																																																																																																																																																																																
	ロックウール吸音材 JIS A 6303の規格品																																																																																																																																																																																																						
グラスウール吸音材 JIS A 6306の規格品	壁		50																																																																																																																																																																																																				
	天井		100																																																																																																																																																																																																				
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品																																																																																																																																																																																																							
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品																																																																																																																																																																																																							
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁																																																																																																																																																																																																						
	天井																																																																																																																																																																																																						
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品																																																																																																																																																																																																							
普通合板 農林省告示第233号																																																																																																																																																																																																							
天然木化粧合板 農林省告示第233号																																																																																																																																																																																																							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号																																																																																																																																																																																																							
難燃合板 農林省告示第1869号																																																																																																																																																																																																							
その他																																																																																																																																																																																																							
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																																																																																																																																																																																																		
上部壁	ビニルクロス																																																																																																																																																																																																						
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																																																																																			
⑭ 壁紙張り JIS A 6921																																																																																																																																																																																																							
18. モルタル塗り																																																																																																																																																																																																							
⑰ 接着剤	<p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																																																																																																																																						
22. 既製家具	<p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																																																																																																																																						
⑱ 断熱材	<p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																																																																																																																																						

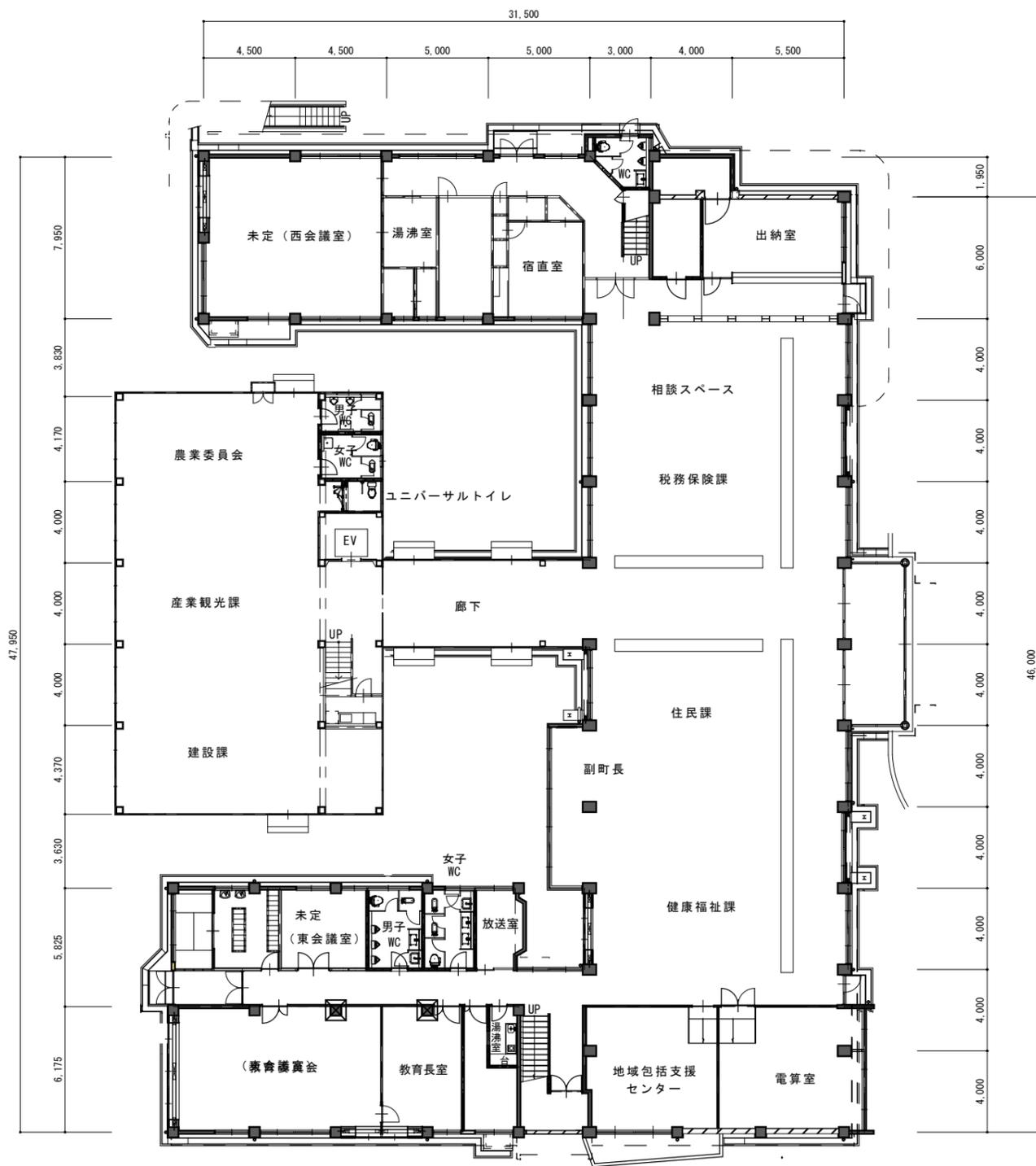
章	項目	特記事項																																				
14章 環境 配慮 (グリーン) 改修 工事	① 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td></td> <td>カーボックス</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>屋内</td> <td>RB種</td> <td>2級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>屋内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	B種		カーボックス	B種				区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	B種	屋内	RB種	2級		区分	種別	下地調整	備考	木部	屋内		
	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																															
		屋外	屋内		屋外	屋内																																
	B種		カーボックス	B種																																		
	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																																	
	B種	屋内	RB種	2級																																		
	区分	種別	下地調整	備考																																		
	木部	屋内																																				
	② 合成樹脂調合ペイント 塗り(SOP)																																					
	⑤ 耐候性塗料塗り(DP)																																					
	⑦ 木材保護塗料塗り(WP)																																					
I. アスベスト含有 建材の処理工事	<p>・関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>・石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。</p> <p>・事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。</p> <p>・アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を()部作成し監督員に提出すること。</p> <p>・施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>・アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																					
① 一般事項																																						
② 工事範囲																																						
③ 発生材の処理																																						
① 一般事項	<p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をばき取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>◎図示による。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、権限の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>																																					

●工事名	令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号	A-03	株式会社 橋 建築 事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇慶明
●図面名	改修特記仕様書 3	●縮尺		

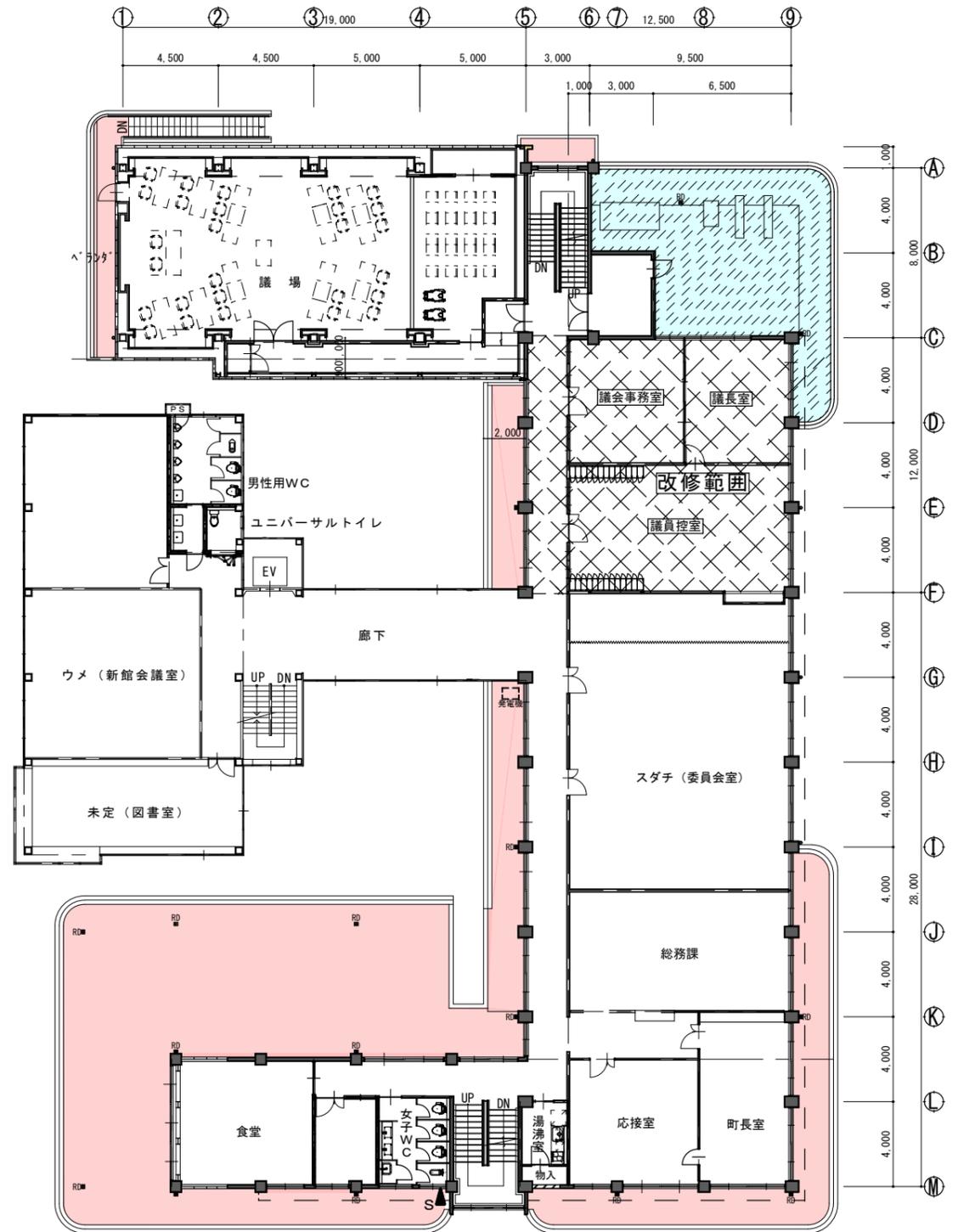


配置図 1/300

	<p>●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事</p>	<p>●図面番号 A-04</p>	<p>株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 配置図</p>	<p>●縮尺 1/300</p>	



1階平面図「改修前」 1/200



2階平面図「改修前」 1/200

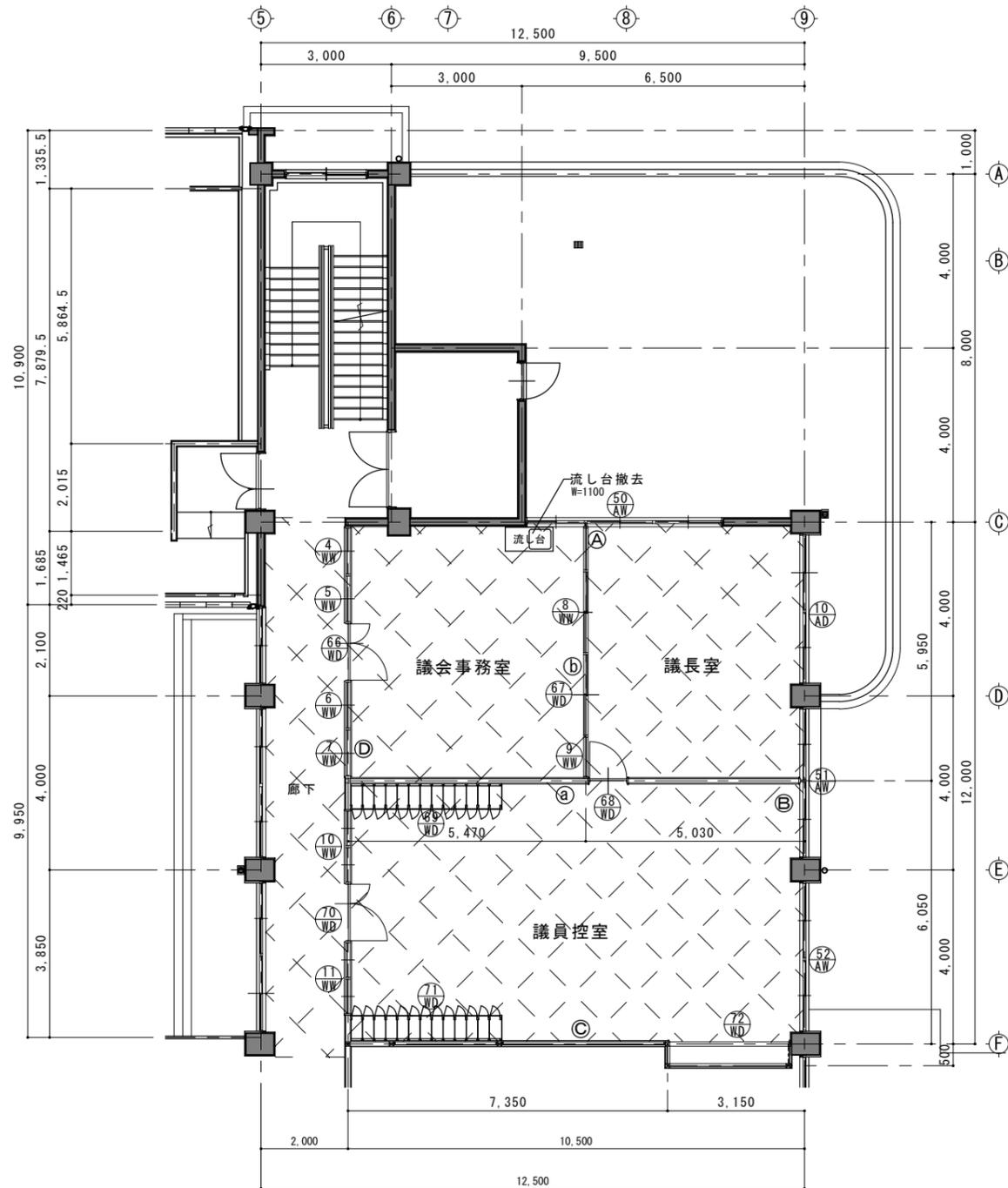
●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 1階平面図「改修前」 2階平面図「改修前」

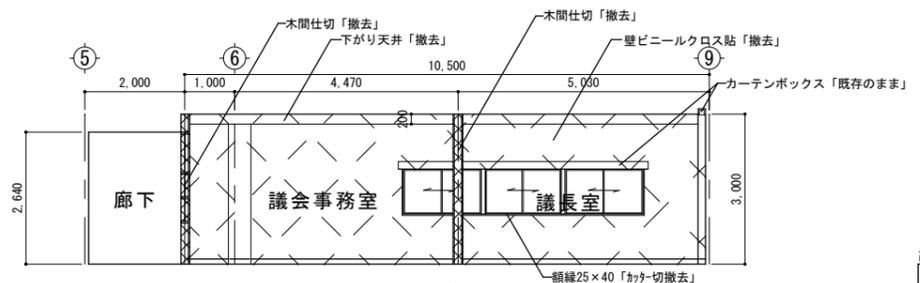
●図面番号 A-05

●縮尺 1/200

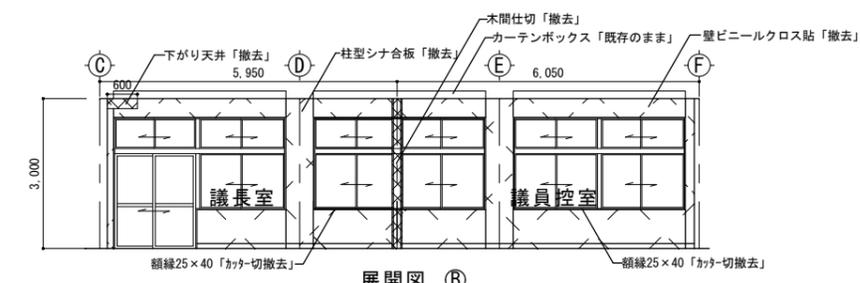
株式会社橋建築事務所
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



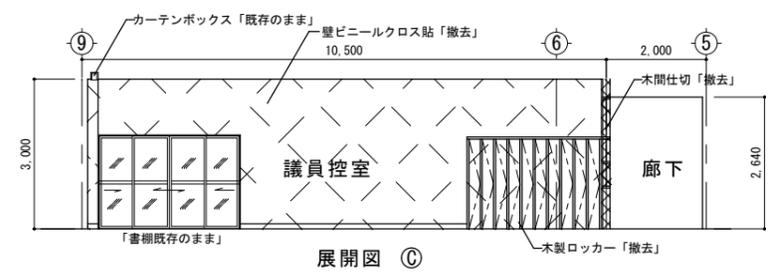
平面図「改修前」 1/100



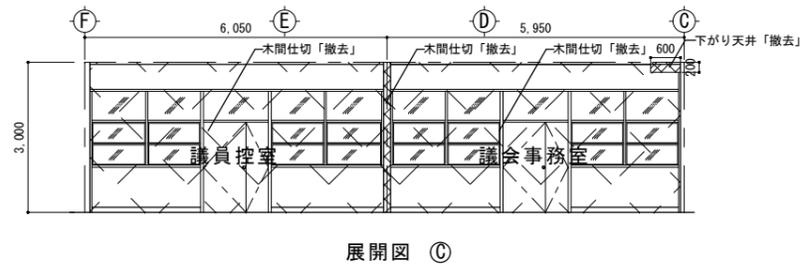
展開図 A



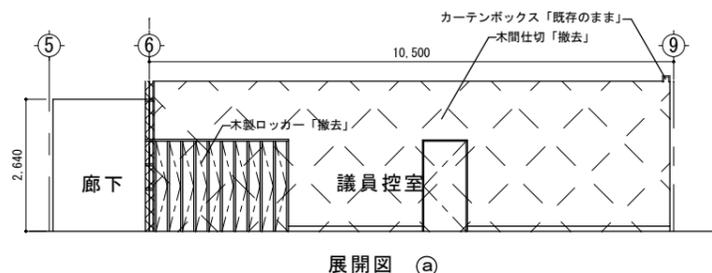
展開図 B



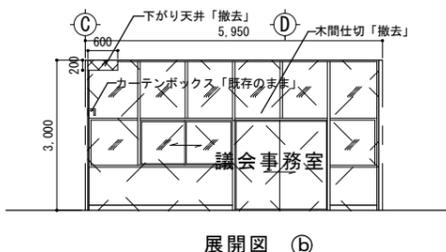
展開図 C



展開図 D

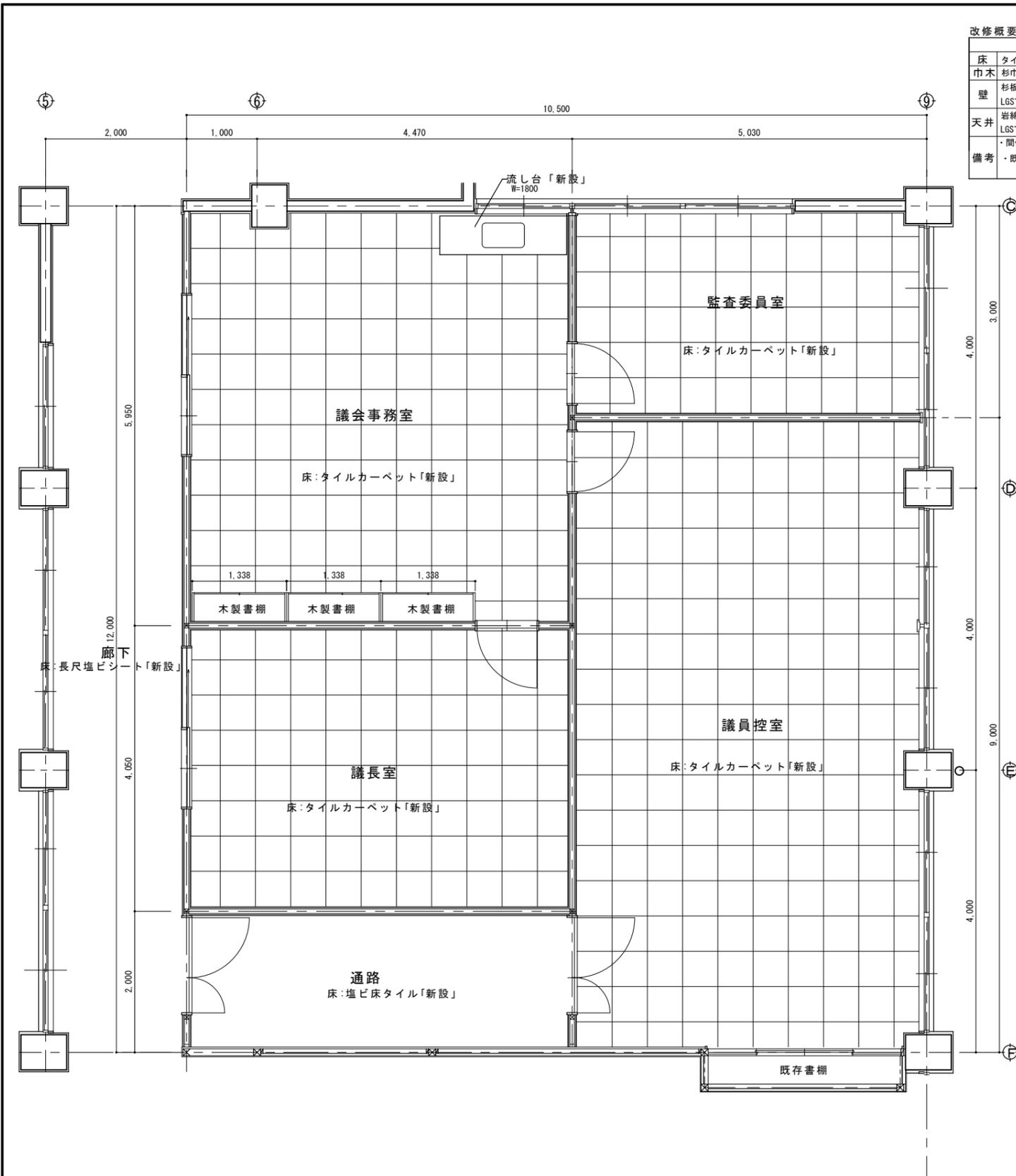


展開図 E



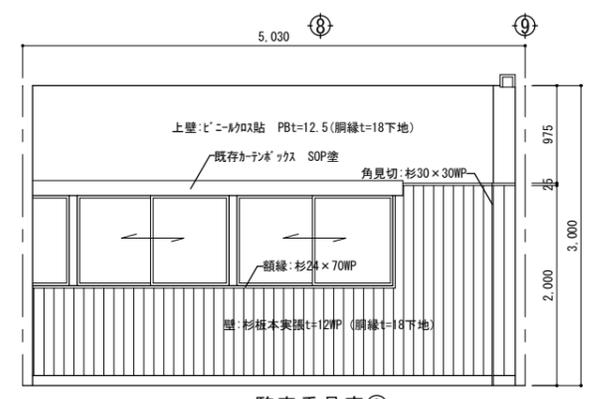
展開図 F

改修概要	
議会事務室	
床	長尺塩ビシートt=2.5 撤去
巾木	木製巾木24×100 撤去
壁	プリント合板 撤去 木間仕切(間柱75×30・胴縁45×18) 撤去
天井	岩綿吸音板t=9 撤去 天井木下地(40×40・胴縁45×18@150) 撤去
備考	・木間仕切・木製建具 撤去 ・サッシ額縁 撤去・C通壁ビニールクロス撤去 ・流し台 撤去
議長室	
床	長尺塩ビシートt=2.5 撤去
巾木	木製巾木24×100 撤去
壁	ビニールクロス+PBt=9 撤去 木間仕切(間柱75×30・胴縁45×18) 撤去
天井	ビニールクロス+合板t=4 撤去 天井木下地(40×40・胴縁45×18@150) 撤去
備考	・木間仕切・木製建具 撤去 ・サッシ額縁 撤去・C通壁ビニールクロス撤去
議員控室	
床	長尺塩ビシートt=2.5 撤去
巾木	木製巾木24×100 撤去
壁	ビニールクロス+PBt=9 撤去 木間仕切(間柱75×30・胴縁45×18) 撤去
天井	ビニールクロス+合板t=4 撤去 天井木下地(40×40・胴縁45×18@150) 撤去
備考	・木間仕切・木製建具 撤去 ・サッシ額縁 撤去・9通壁ビニールクロス撤去 ・木製ロッカー20箇所 撤去 ・WD-72「既存のまま」
廊下	
床	長尺塩ビシートt=2.5 撤去
巾木	木製巾木24×100 撤去(間仕切部のみ)
壁	ビニールクロス+合板t=4 撤去(間仕切部のみ) 木間仕切(間柱75×30・胴縁45×18) 撤去
天井	化粧石膏ボードt=9 撤去 天井木下地(40×40・胴縁45×18@150) 撤去
備考	・木間仕切・木製建具 撤去

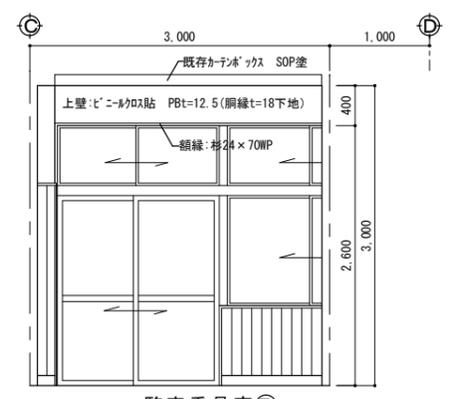


平面図「改修後」 1/50

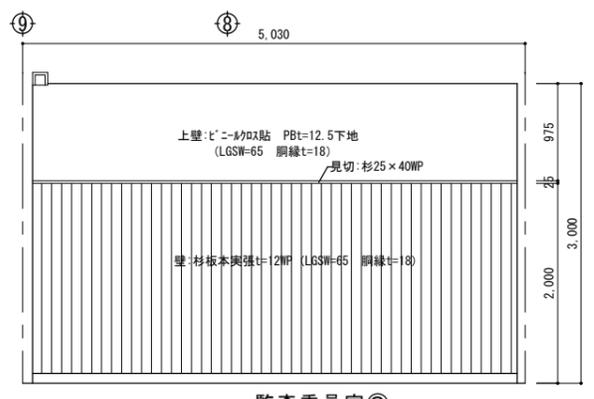
改修概要	監査委員会	議会事務局	議長室	議員控室	廊下 C通～F通
床	タイルカーペット貼 t=6.5 [下地調整]	タイルカーペット貼 t=6.5 [下地調整]	タイルカーペット貼 t=6.5 [下地調整]	タイルカーペット貼 t=6.5 [下地調整]	長尺塩ビシートt=2.5「下地調整」
巾木	杉巾木24×100 WP塗	杉巾木24×100 WP塗	杉巾木24×100 WP塗	杉巾木24×100 WP塗	杉巾木24×100 WP塗「間仕切り部」
壁	杉板張りt=12 WP塗 ・上部壁ビニルクロス貼 LGS下地W=65→断熱材t=50→木脚縁 岩綿吸音板t=9 PBt=9下地	杉板張りt=12 WP塗 ・上部壁ビニルクロス貼 LGS下地W=65→断熱材t=50→木脚縁 岩綿吸音板t=9 PBt=9下地	杉板横張りt=12 WP塗 ・上部壁ビニルクロス貼 LGS下地W=65→断熱材t=50→木脚縁 岩綿吸音板t=12 PBt=9下地	杉板張りt=12 WP塗 ・上部壁ビニルクロス貼 LGS下地W=65→断熱材t=50→木脚縁 岩綿吸音板t=9 PBt=9下地	ビニルクロス貼「間仕切り部」 岩綿吸音板t=9 PBt=9下地
天井	LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100 ・間仕切(LGS下地) ・木製建具 ・サッシ額縁 ・既存カーテンボックスSOP塗	LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100 ・間仕切(LGS下地) ・木製建具 ・サッシ額縁 ・木製書棚 ・流し台W=1800 ・既存カーテンボックスSOP塗	LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100 ・間仕切(LGS下地) ・木製建具	LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100 ・間仕切(LGS下地) ・木製建具 ・サッシ額縁 議員控室通路 ・既存カーテンボックスSOP塗	LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100 LGS下地(吊木用フカ打替) 断熱材t=100
備考				床:塩ビ床タイル貼(※その他上記に準ずる)	



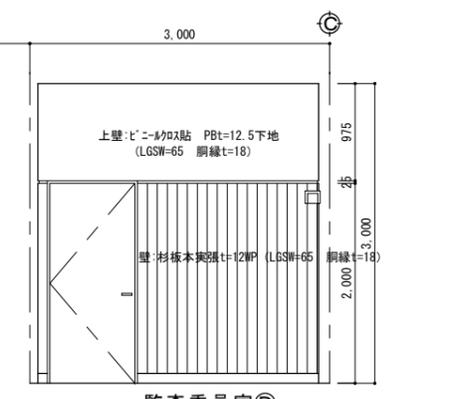
監査委員会A



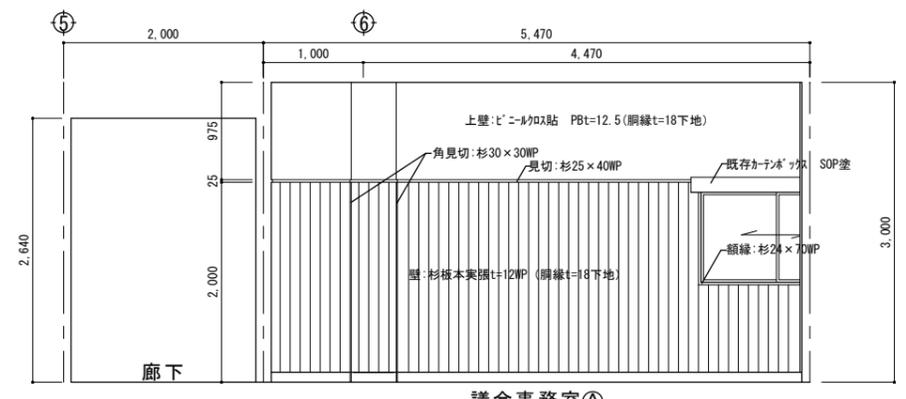
監査委員会B



監査委員会C



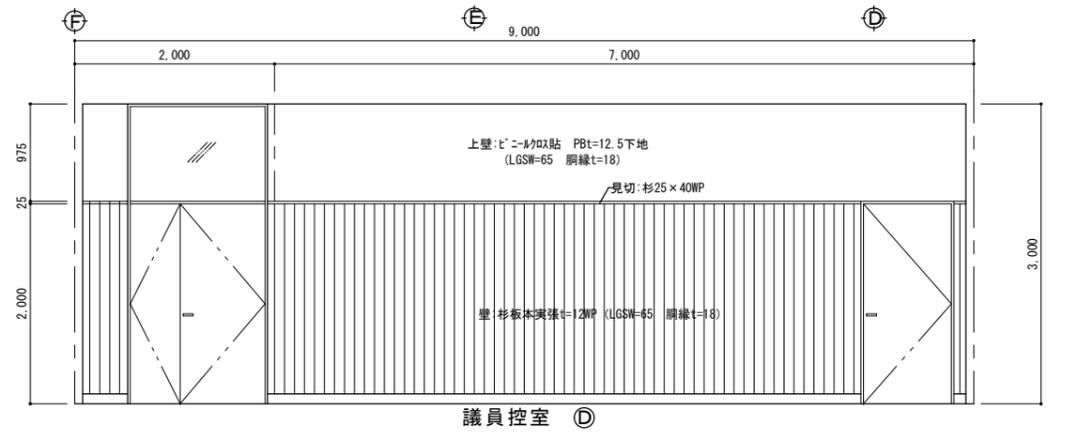
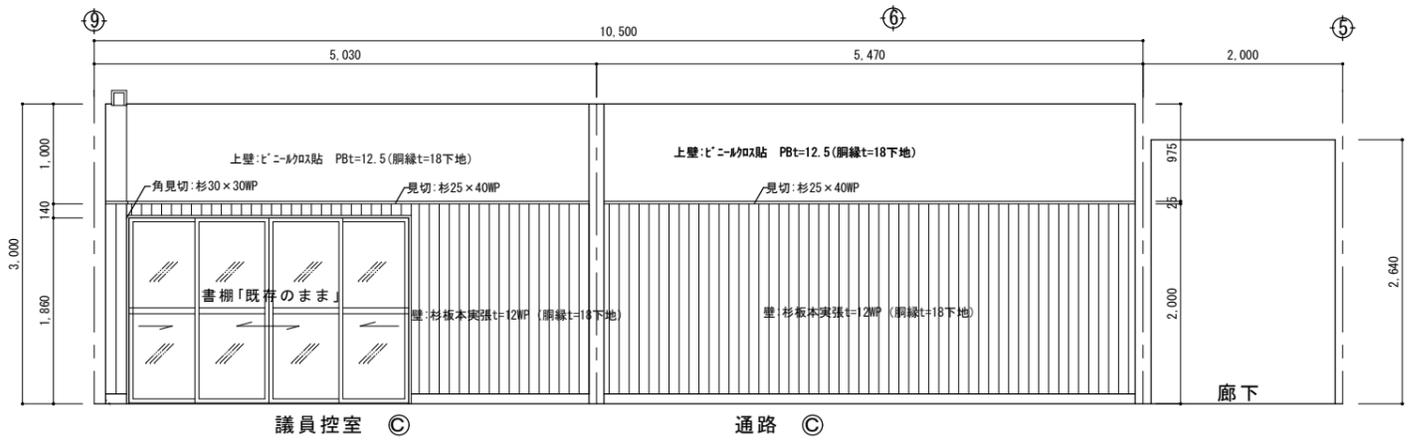
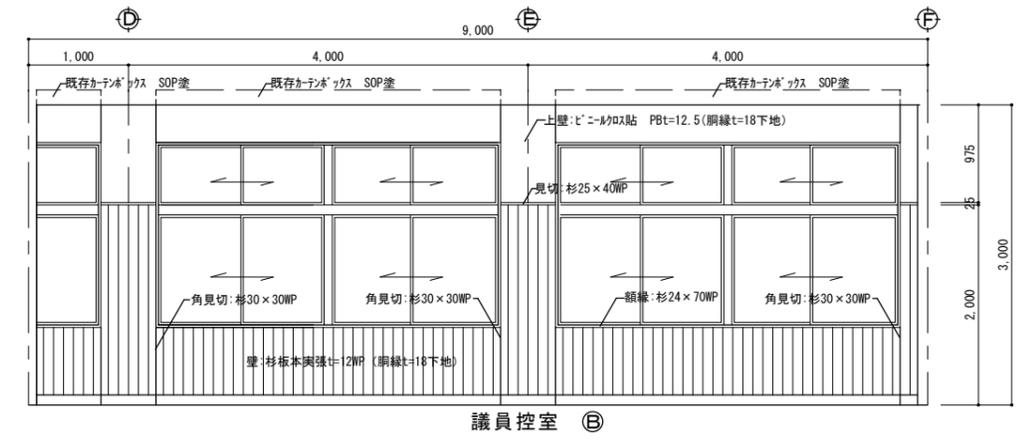
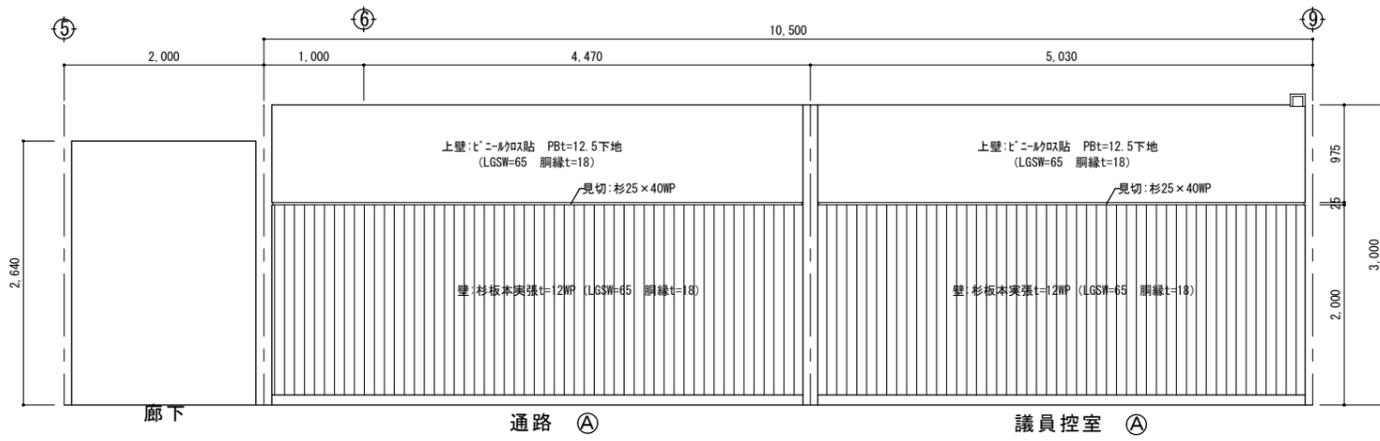
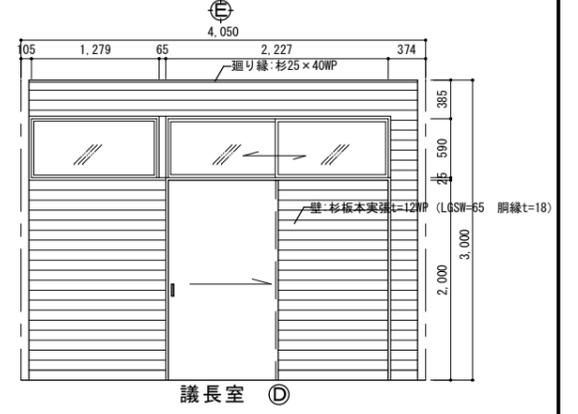
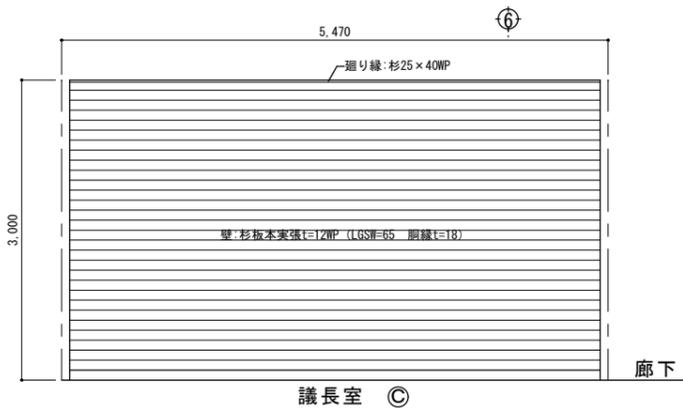
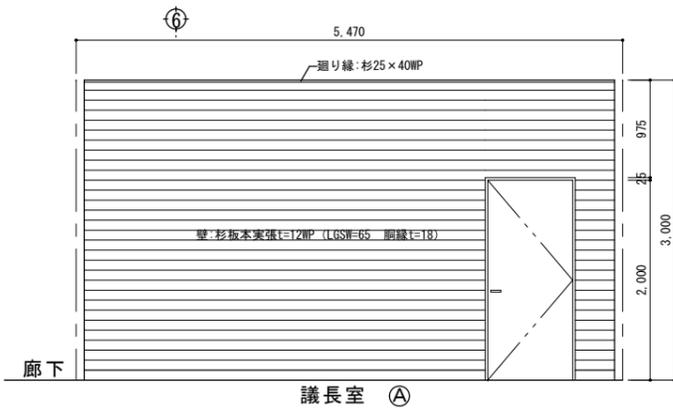
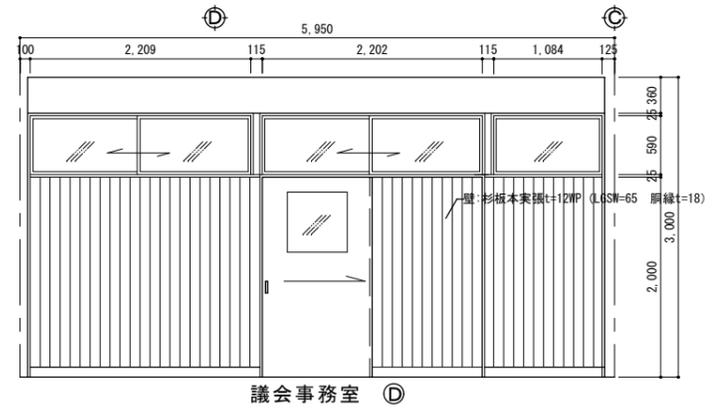
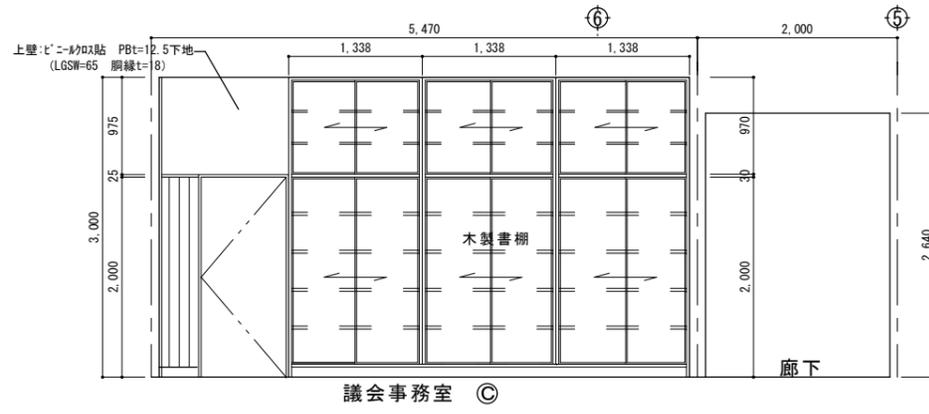
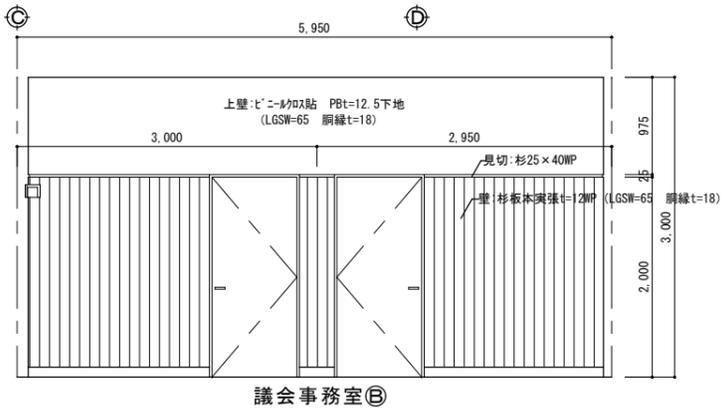
監査委員会D



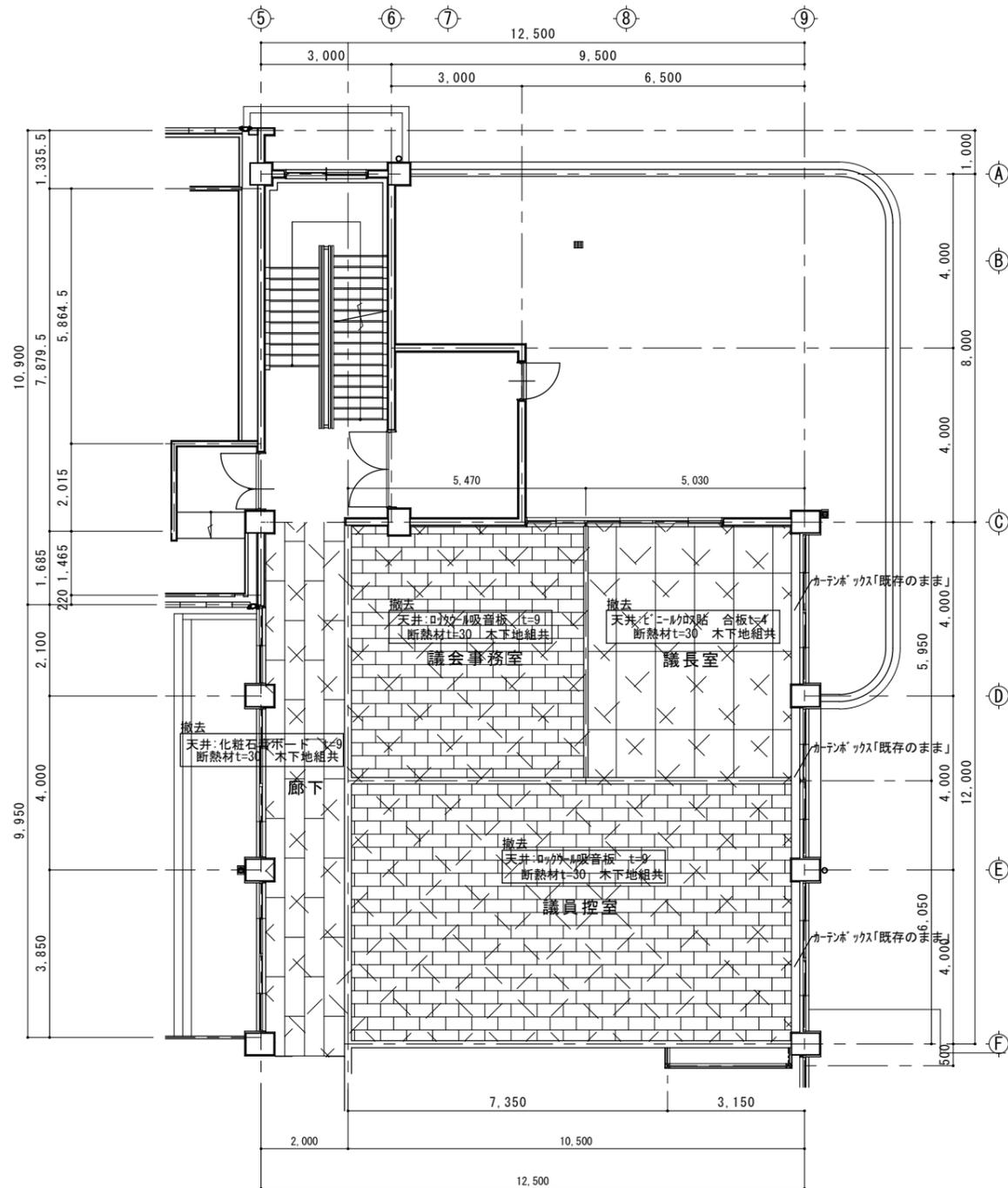
議会事務局A

●工事名	令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号	A-07
●図面名	平面図「改修後」 展開図「改修後」	●縮尺	1/50

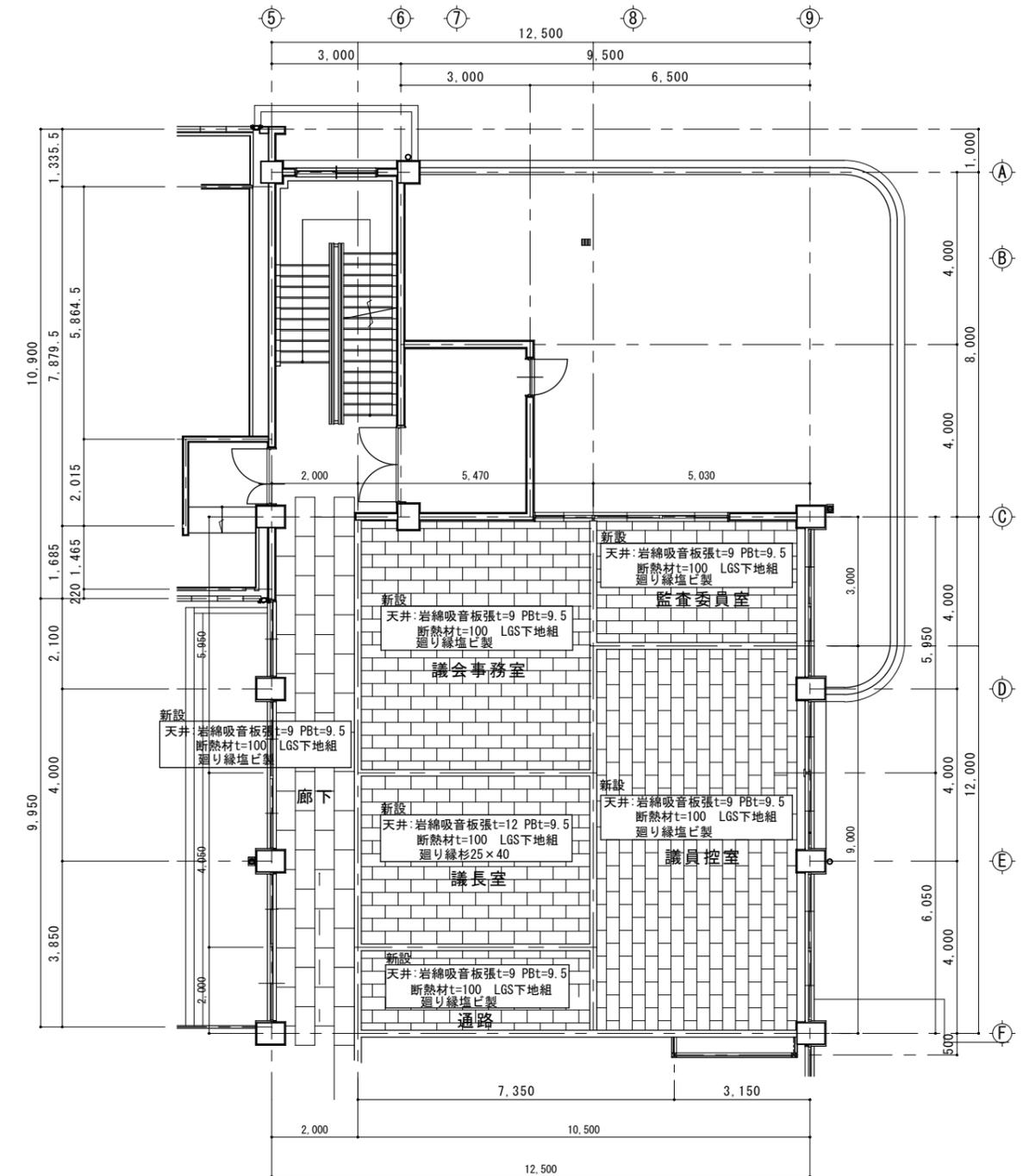
株式会社橋建築事務所
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇慶明



●工事名	令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号	A-08	株式会社 橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
●図面名	展開図「改修後」	●縮尺	1/50	

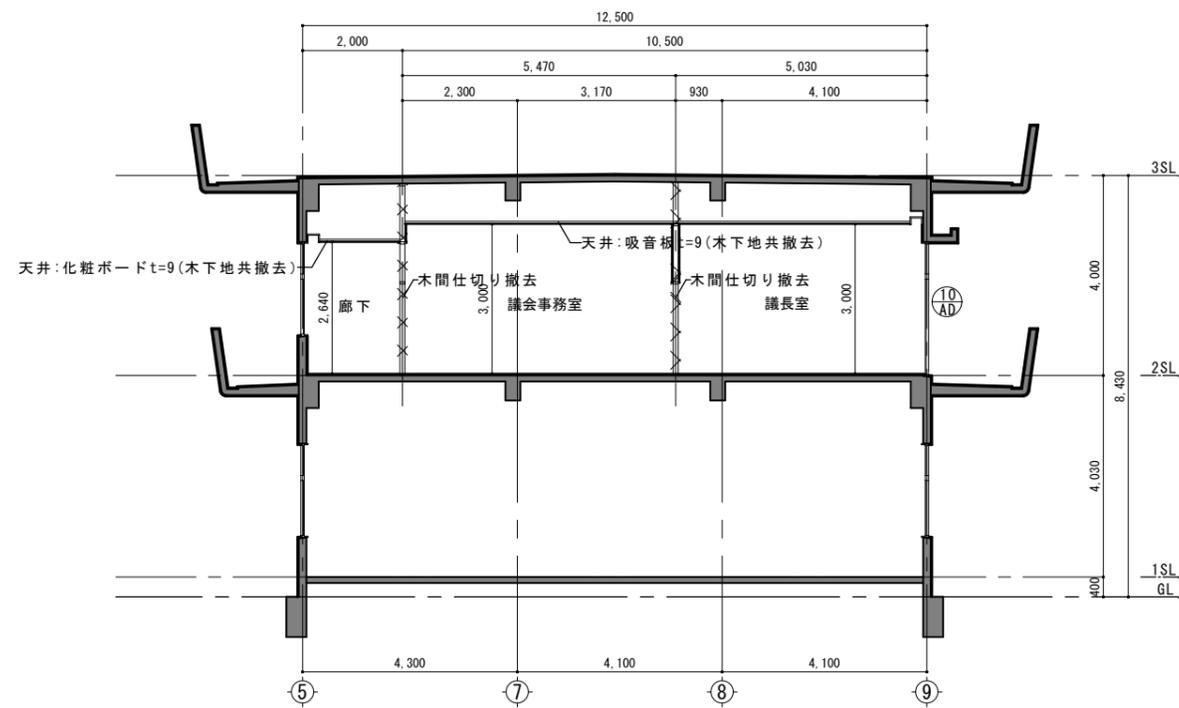


天井伏図「改修前」 1/100

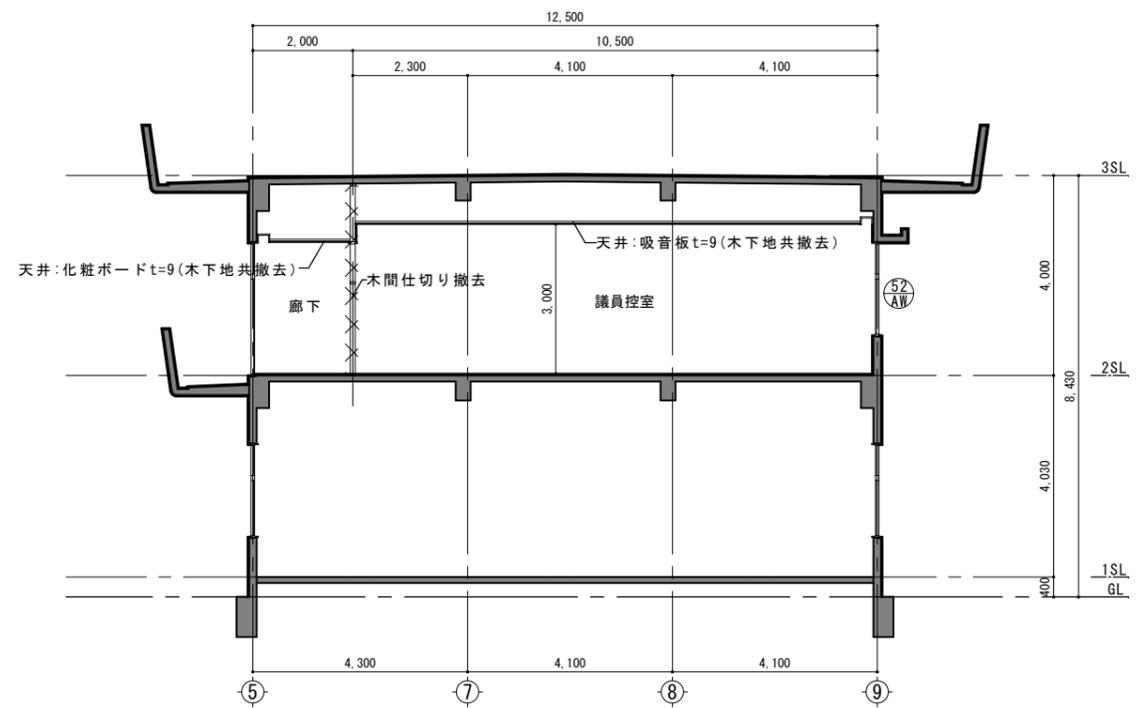


天井伏図「改修後」 1/100

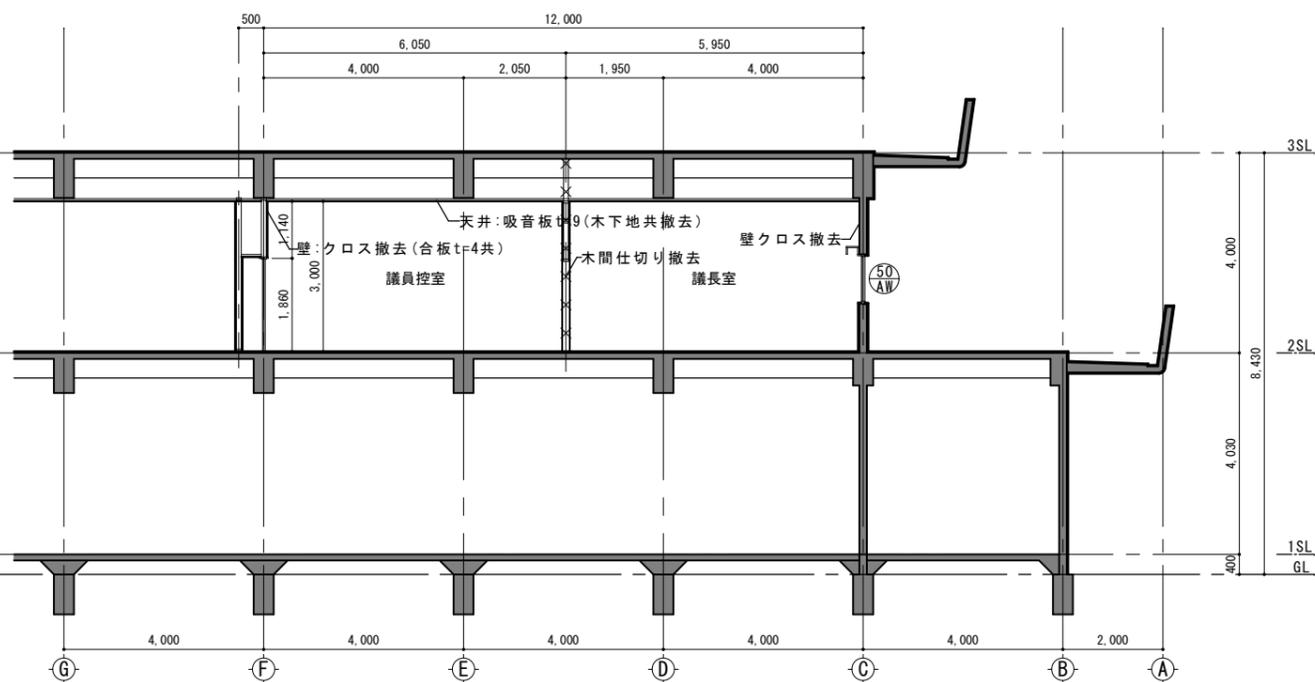
<p>●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事</p>	<p>●図面番号 A-09</p>	<p>株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
<p>●図面名 天井伏図「改修前・改修後」</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	



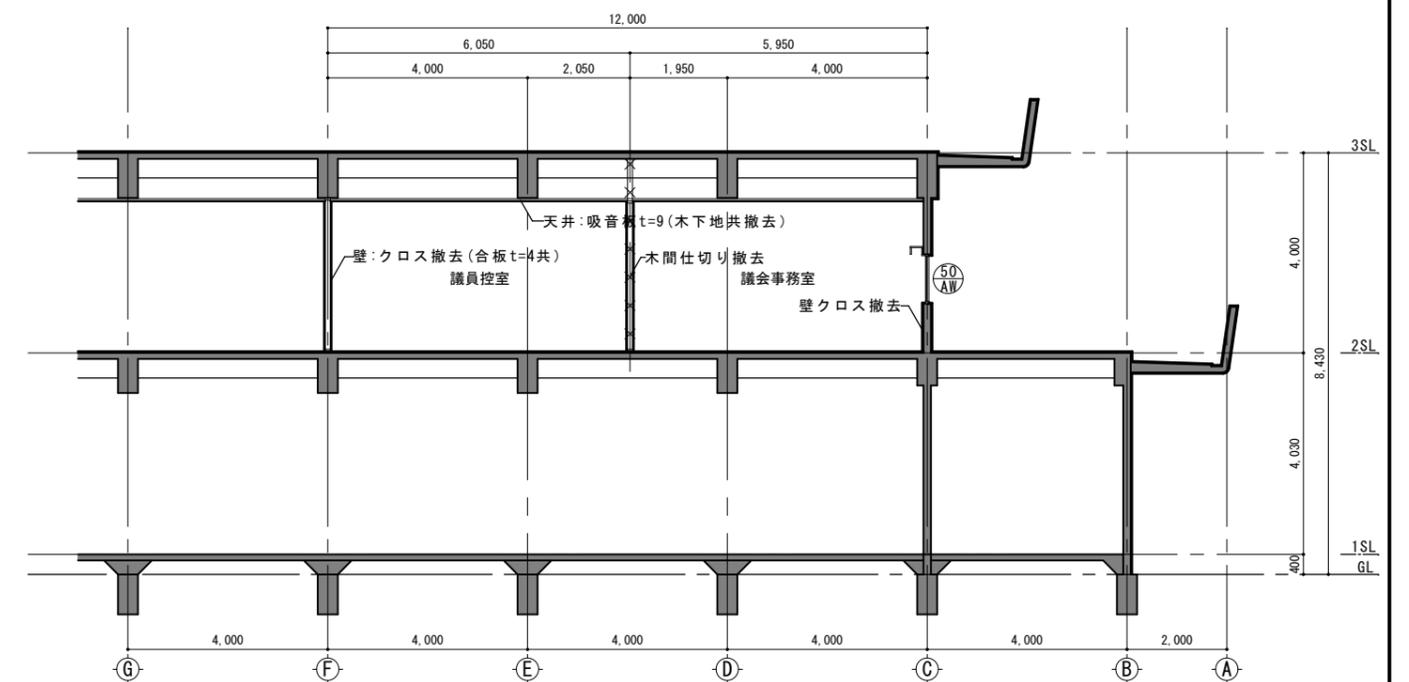
㉟通断面図「改修前」1/100



㊸通断面図「改修前」1/100

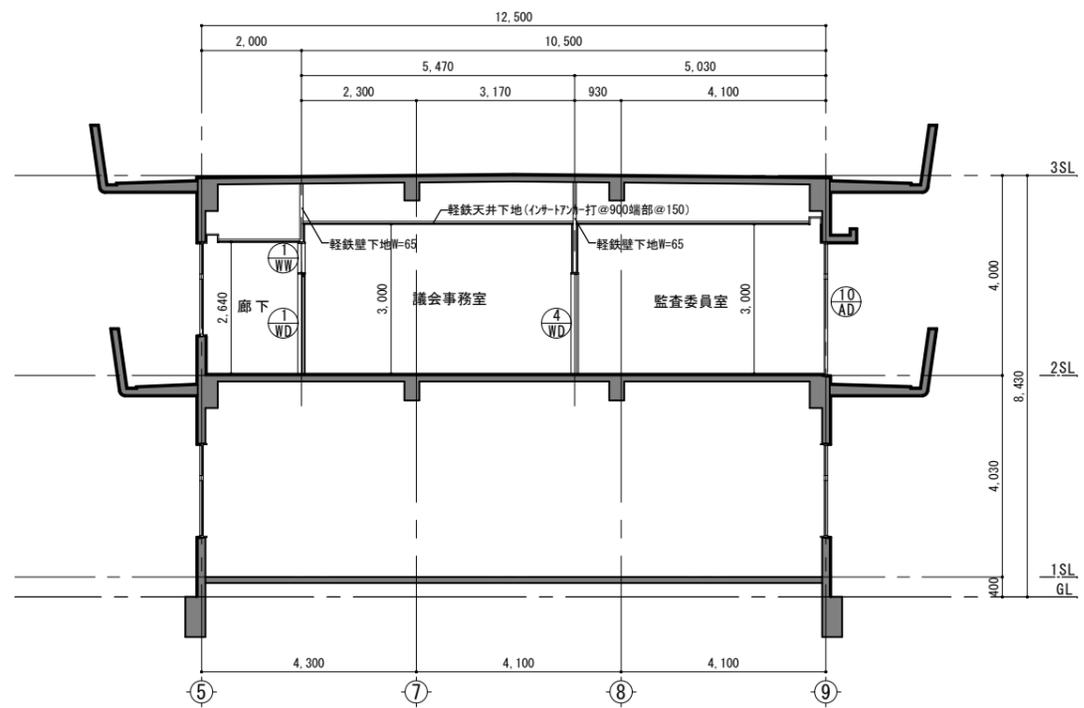


㊹通断面図「改修前」1/100

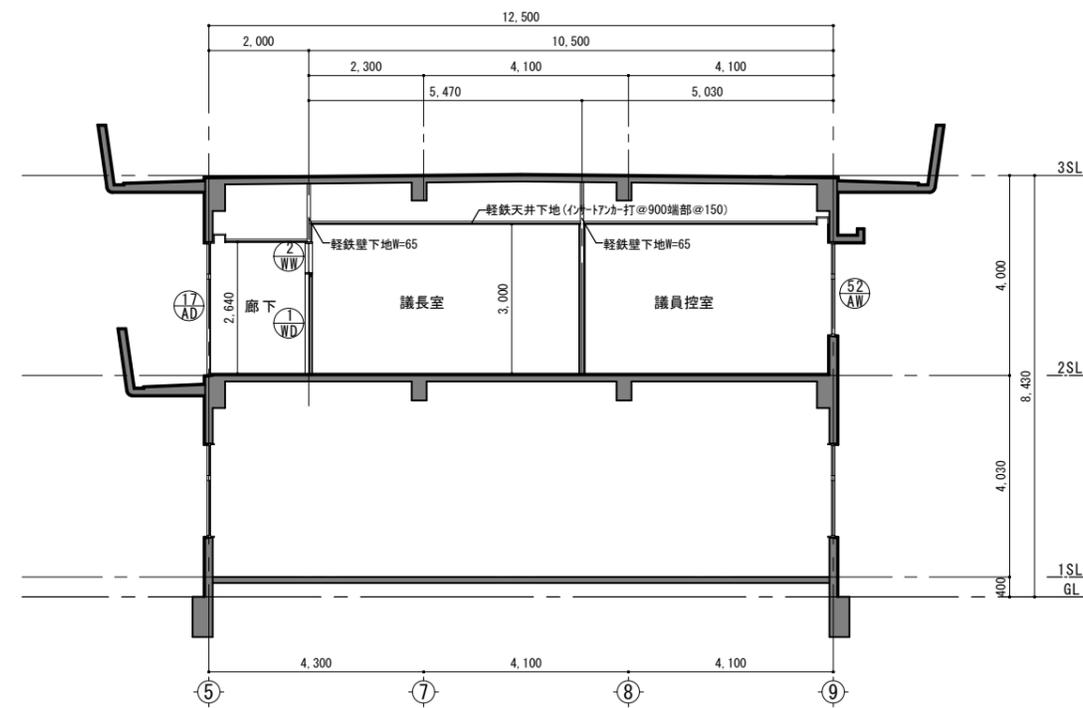


㊸通断面図「改修前」1/100

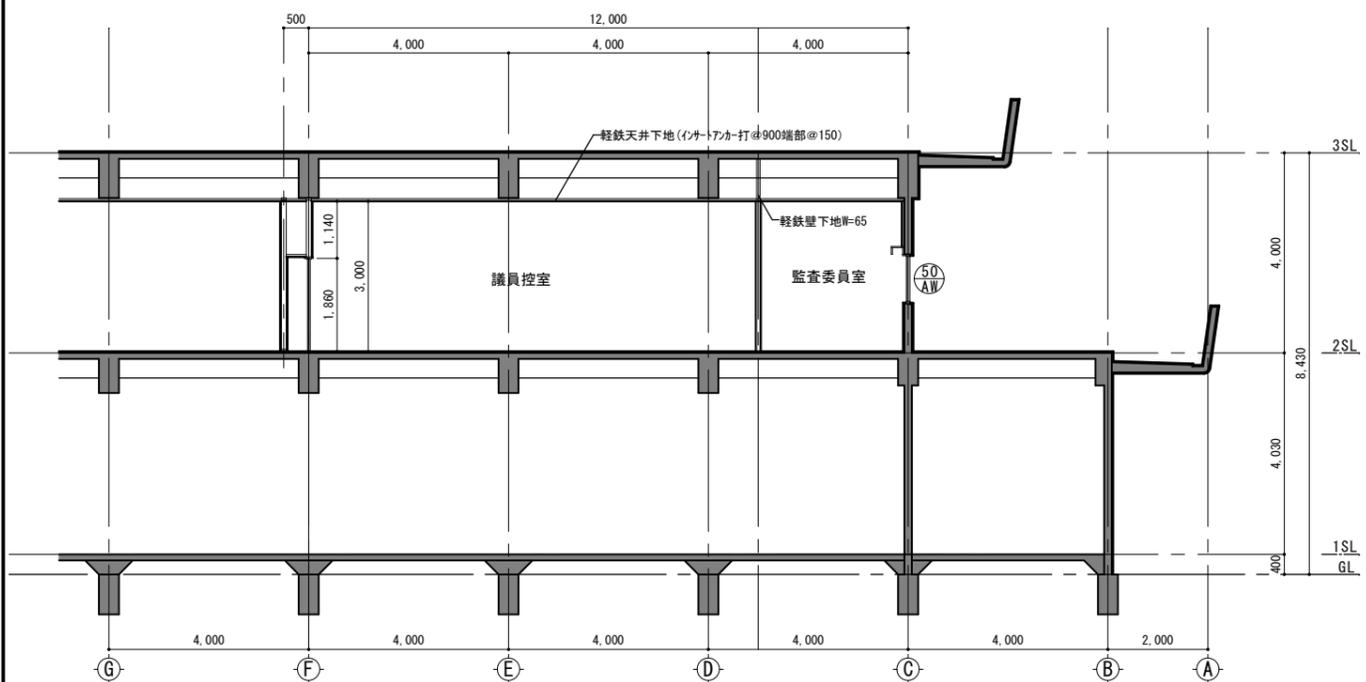
		●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号 A-10	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
		●図面名 断面図「改修前」	●縮尺 1/100	



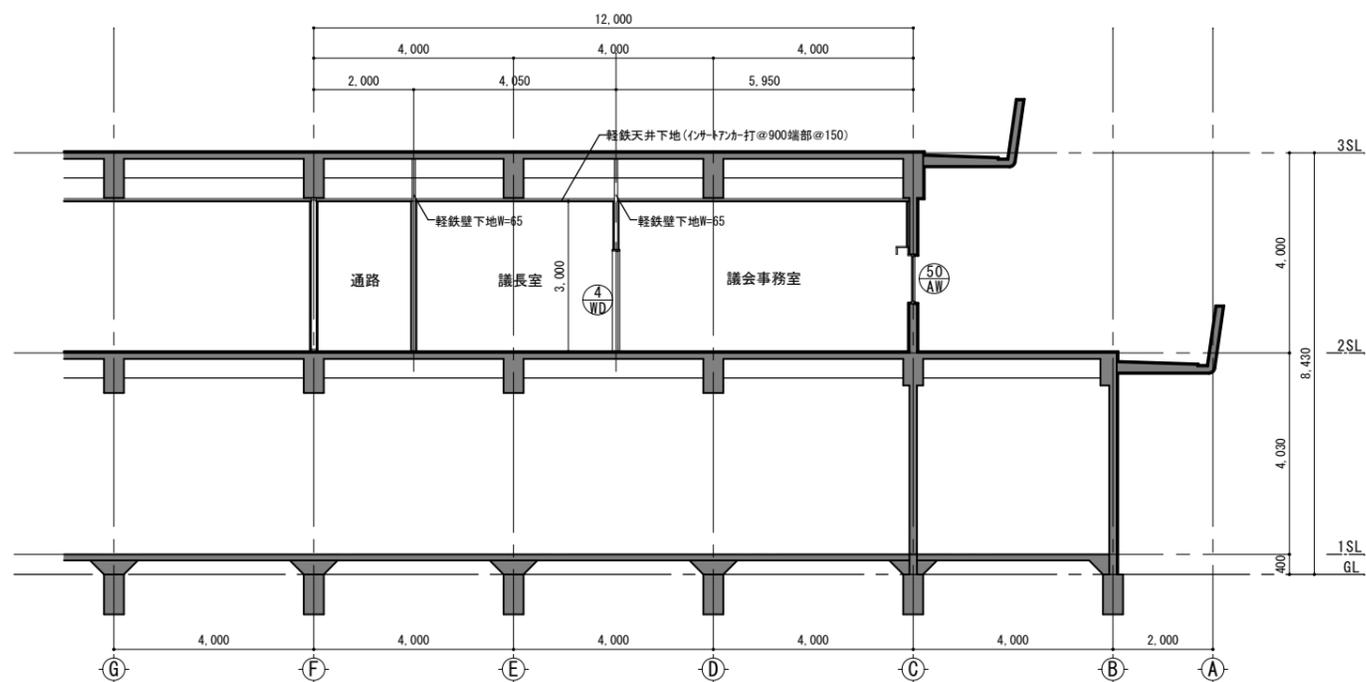
◎通断面図「改修後」1/100



◎通断面図「改修後」1/100

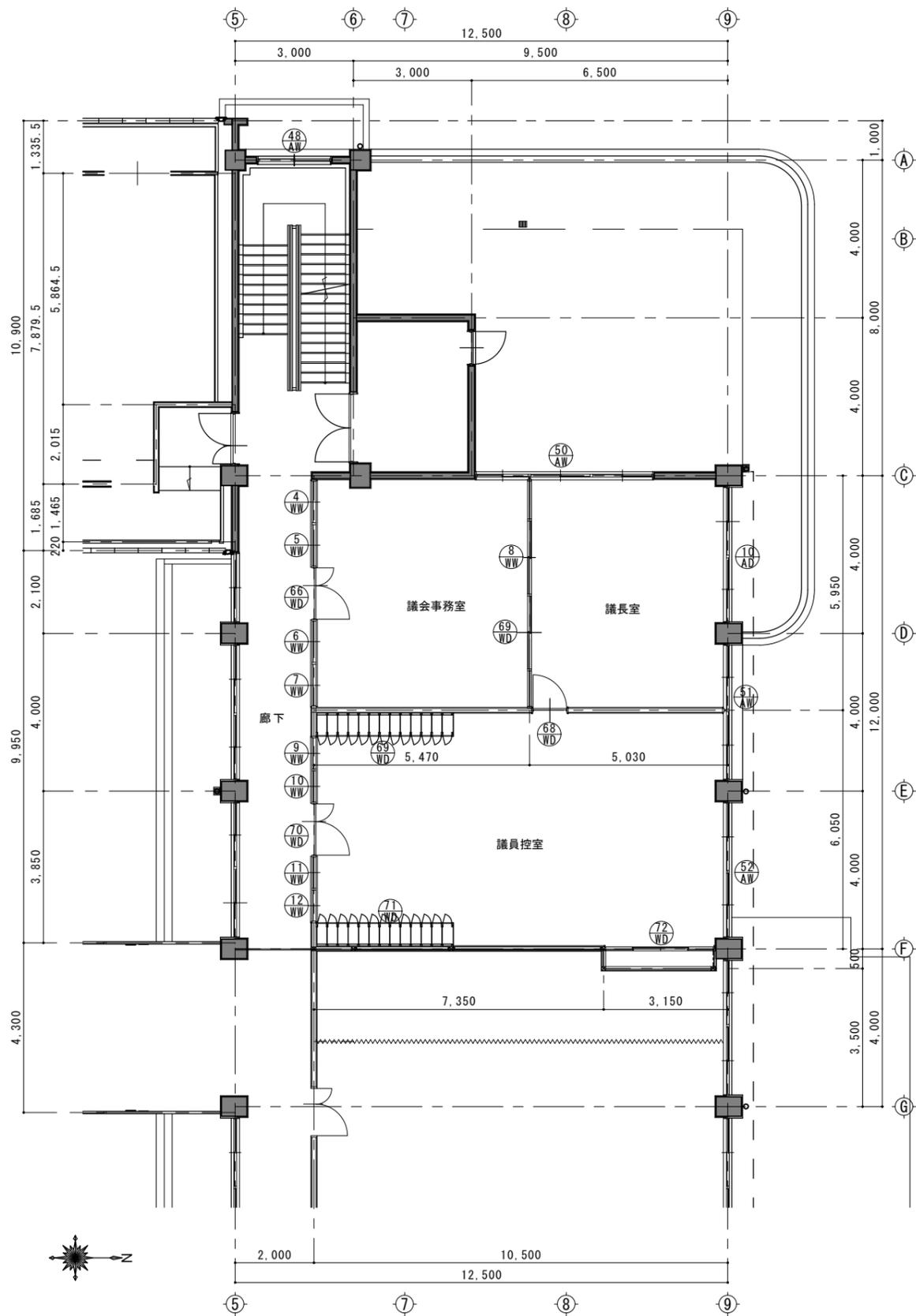


◎通断面図「改修後」1/100



◎通断面図「改修後」1/100

●工事名	令和7年度 議会議務局改修工事	●図面番号	A-11	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
●図面名	断面図「改修後」	●縮尺	1/100	



建具配置図「改修前」 1/100

建具番号	形式	10 AD	引き違いランマ付アルミ引き違い戸	50 AW	引き違いアルミ窓	51 AW	引き違いランマ付引き違いアルミ窓	52 AW	引き違いランマ付引き違いアルミ窓			
取付場所	数量	議長室	1	議長室・議会事務局	1	議長室・議員控室	1	議員控室	1			
窓	図											
材種		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ				
硝子		3mm透明		3mm透明		3mm透明		3mm透明				
見込	仕上											
備考		※額縁25×40のみ撤去		※額縁25×40のみ撤去		※額縁25×40のみ撤去		※額縁25×40のみ撤去				
建具番号	形式	66 WD	親子開きフラッシュ戸	67 WD	引き違いフラッシュ戸	68 WD	片開きフラッシュ戸	69 WD	71 WD	片開きフラッシュ戸	70 WD	親子開きフラッシュ戸
取付場所	数量	議会事務局	1	議長室	1	議長室	1	議員控室	26	議員控室	1	
窓	図											
材種		木製		木製		木製		木製		木製		
硝子												
見込	仕上	36	ホリ合板	36	ホリ合板	36	ホリ合板	24	ホリ合板	36	ホリ合板	
備考		撤去		撤去		撤去		撤去		撤去		
建具番号	形式	72 WD	引き違い硝子戸	4 WW	5 WW	6 WW	7 WW	8 WW	9 WW	10 WW	11 WW	12 WW
取付場所	数量	議員控室	1	議会事務局	4	議会事務局-議長室	1	議員控室	4			
窓	図											
材種		木製		木製		木製		木製				
硝子		3mm		3mm		3mm		3mm				
見込	仕上	24		24		24		24				
備考		「既存のまま」		撤去		撤去		撤去				

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

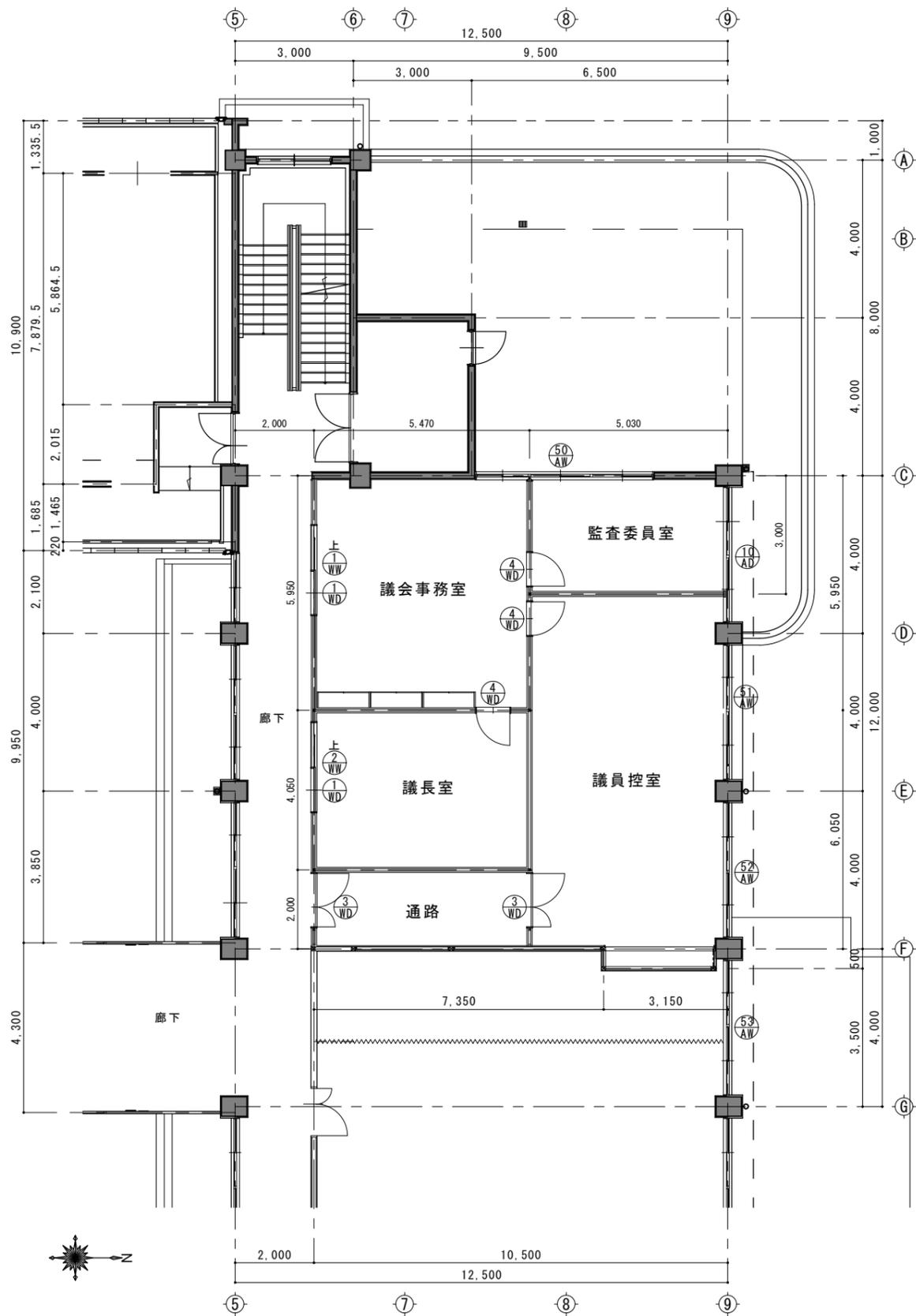
●図面番号 A-12

株式会社橘建築事務所

●図面名 建具配置図・建具表「改修前」

●縮尺 1/100

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



建具配置図「改修後」 1/100

建具番号	形式	10 AD	引き違いランマ付アルミ引き違い戸	50 AW	引き違いアルミ窓	51 AW	引き違いランマ付引き違いアルミ窓	52 AW	引き違いランマ付引き違いアルミ窓
取付場所	数量	議長室	1	議長室・議会事務室	1	議長室・議員控室	1	議員控室	1
窓	図								
材種		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
硝子		3mm透明		3mm透明		3mm透明		3mm透明	
見込	仕上								
備考		※額縁25×85新設		※額縁25×85新設		※額縁25×85新設		※額縁25×85新設	
建具番号	形式	1 WD	片引きハンガーフラッシュ戸	2 WD	議会事務室・議長室	3 WD	親子開きフラッシュ戸 Fix窓付	4 WD	片開きフラッシュ戸
取付場所	数量	議会事務室	1	議会事務室・議長室	1	議員控室・通路	2	議会事務室	3
窓	図								
材種		木製		木製		木製		木製	
硝子		4mm型板		4mm型板		4mm型板		4mm型板	
見込	仕上	33	耐摩耗化粧合板	33	耐摩耗化粧合板	33	耐摩耗化粧合板	33	耐摩耗化粧合板
備考		吊戸金物 引手		吊戸金物 引手		レバーハンドル フランス落し 丁番		レバーハンドル 丁番	
建具番号	形式	1 WW	引き違い窓 はめ殺し窓	2 WW	引き違い窓 はめ殺し窓	3 WW	引き違い窓		
取付場所	数量	議会事務室	1	議長室	1	通路	1		
窓	図								
材種		杉		杉					
硝子		4mm型板		4mm型板					
見込	仕上								
備考		引手掘込加工 ねじ込み錠		引手掘込加工 ねじ込み錠					

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 建具配置図・建具表「改修後」

●図面番号 A-13

●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

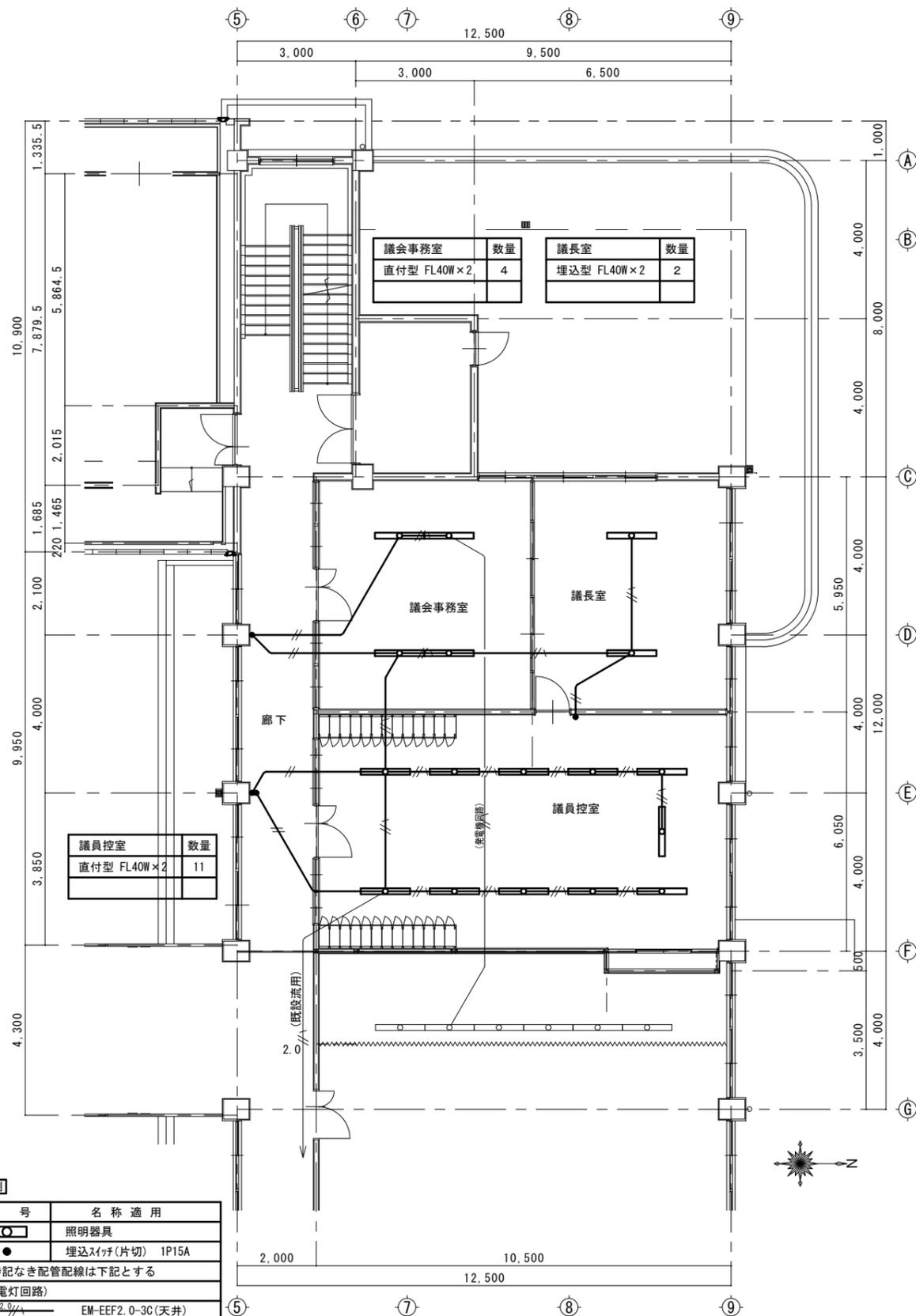
特記仕様書（電気）																																				
1 工事名称	令和7年度 議会事務局改修工事																																			
2 工事場所	徳島県名西郡神山町																																			
3 一般事項	<p>(1) 本工事は設計図書、特記仕様書、並びに最新版 国土交通大臣官房官庁営繕部監修、電気設備工事共通仕様書に基づき、関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。</p> <p>(2) 本工事に必要な工事用仮設電力、水などの費用並びに、官公署等への諸手続などの費用は請負者の負担とする。</p> <p>(3) 工事完成後には竣工図作成し、二つ折り製本3部及び竣工原図1部を提出すること。</p> <p>(4) 軽微な変更等で、工事完成上当然必要と思われるものについては係員と協議のうえ無償にて施工すること。</p> <p>(5) 本工事の施工に当たっては、各工事に係る職種の技能士を努めて活用すること。</p> <p>(6) 本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に名簿を提出し、確認を受けること。 又、各工事との関連を考慮のうえ、工事着手前に施工図を作成し、係員の承認を受けた後着工すること。</p> <p>(7) 本工事の一部について下請業者を使用する場合は、その工事の施工に十分な能力と経験を有した者であること。</p> <p>(8) 機器類は、図示する形状及び配管などの取出し位置により、特定製造者の特定の製品を指示・限定しない。</p> <p>(9) 発生材のうち引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。</p>																																			
4 工事項目	<ul style="list-style-type: none"> 電灯コンロ設備 弱電設備 防災設備 撤去工事 																																			
5 特記事項	<p>1 薄鋼電線管（19、25・・・）は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管（E19、E25・・・）を使用しても良い。</p> <p>2 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。</p> <p>3 配線器具は大角型埋込とし、フラッシュプレートは材質は新金属製とする。</p> <p>4 蛍光灯器具の直管形又は環形ランプのうち20形以上のものは、低消費ランプ（LW形ランプ）とする。（但し、車庫・倉庫等冬期に室温が10℃以下となる場所に設置する器具及び防災用器具の場合を除く）</p> <p>5 幹線の要所（プルボックス内、ハンドホール内等）には、合成樹脂等の表示札により回路の種別、行先、サイズを表示する。 また、プルボックス蓋、カバープレート等の表面には、シール等により用途別表示をする。</p> <p>6 フロアプレートは水平高低調節付（空転防止リング付）とする。</p> <p>7 屋外防水型プルボックス（埋込部を除く）はメラミン焼付塗装とする。なお、材質については、ステンレスとする場合は図面特記による。</p> <p>8 スリーブ材料は原則として水密を要する箇所はつば付鋼管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管、それ以外は</p>																																			
6 工事区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>電気工事</th> <th>建築工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床貫通部のスリーブ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤・便器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井埋込個所の天井材の切込み</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	電気工事	建築工事	管工事	空調工事	梁、壁、床貫通部のスリーブ					同上補強工事					盤・便器等の箱入れ					同上補強工事					天井埋込個所の天井材の切込み	○				同上補強工事		○		
工事内容	電気工事	建築工事	管工事	空調工事																																
梁、壁、床貫通部のスリーブ																																				
同上補強工事																																				
盤・便器等の箱入れ																																				
同上補強工事																																				
天井埋込個所の天井材の切込み	○																																			
同上補強工事		○																																		
7 メーカーリスト	<p>本工事に使用する機材の製造メーカーは下記同等品以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電線管・付属品 JISマーク表示品 ○ 電線・ケーブル JISマーク表示品 <ul style="list-style-type: none"> 耐火・耐熱ケーブル 耐火・耐熱電線認定業務委員会（(社)日本電線工業会）の認定を受けている旨の表示をしたもの。 ○ 配線器具 JISマーク表示品 ○ 配分電盤類 一光電機 川崎電気 香東電機 パナソニック 河村電器 日東工業 月の宮 ○ 照明器具 パナソニック 三菱電機 大光電機 岩崎電気 日立照明 東芝ライテック <ul style="list-style-type: none"> 換気扇 三菱電機 パナソニック 東芝 日立製作所 ○ 拡声装置 TOA パナソニック ビクター 東芝ライテック ○ 火災報知器 日本消防検定協会の検定合格書が貼付されたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ハンドホール ガイドレ 関西鑄工 大和重工 福西鑄物 長谷川鑄工所 <ul style="list-style-type: none"> マンホール蓋 																																			

●工事名	令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号	E-01	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
●図面名	電気設備工事 特記仕様書	●縮尺	NON	

凡例

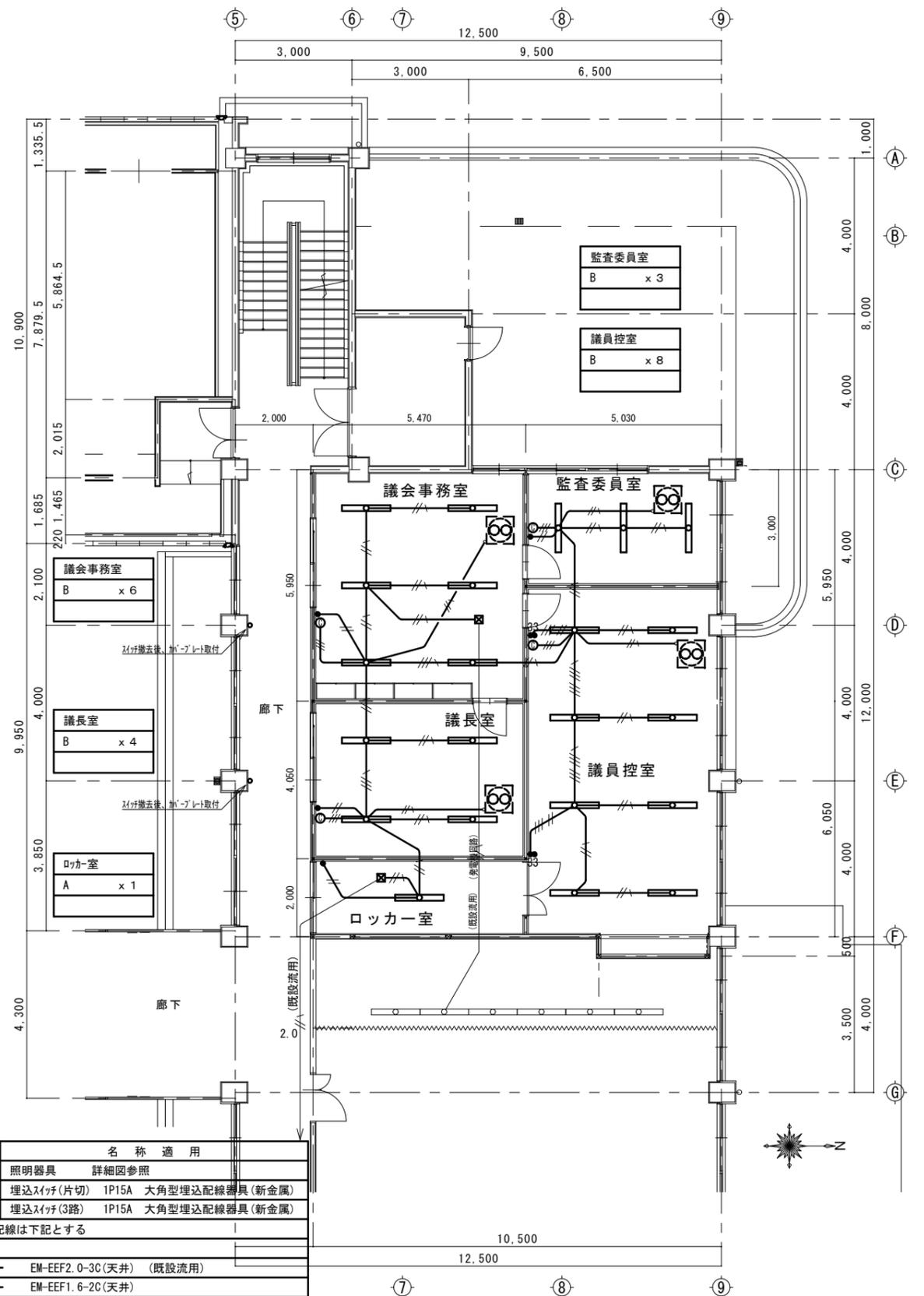
記号	名称	適用	備考
	動力盤		詳細図参照
	電灯盤		詳細図参照
			詳細図参照
	照明器具	直付け又は埋込	詳細図参照
	"	ブラケット	詳細図参照
	埋込スイッチ (片切)	1P15A100V	大角型埋込配線器具 (新金属プレート)
	" (PL)	1P15A100V	"
	" (3路)	3W15A100V	"
	24時間換気用210-41付	換気扇用 (空調工事支給)	
	埋込コンセント	2P15A125Vx2	大角型埋込配線器具 (新金属プレート)
	"	2P15A125Vx1、ET付	"
	"	2P15A125Vx2、ET付	"
	テレビ直列ユニット	端末型	大角型埋込配線器具 (新金属プレート)
	電話用端子ボックス	6極2心	大角型埋込配線器具 (新金属プレート)
	LAN用端子ボックス	8極8心	大角型埋込配線器具 (新金属プレート)
	接地工事	接地埋設標共	
	ブルボックス		屋外は防水型
	天井内配線		
	露出配管		
	配管配線立上げ下げ		

A	直付型40形 Dスタイル W150
LSS9-4-48	
	
<p>一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命4000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p>	
B	直付型40形 Dスタイル W150
LSS9-4-65	
	
<p>一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命4000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p>	



記号	名称 適用
□	照明器具
●	埋込スイッチ(片切) 1P15A
特記なき配管配線は下記とする	
(電灯回路)	
EM-EEF2.0-3C(天井)	
EM-EEF1.6-2C(天井)	
EM-EEF1.6-3C(天井)	

平面図「改修前」 1/100 注記 1) 太線部分は、撤去を示す



記号	名称 適用
□	照明器具 詳細図参照
●	埋込スイッチ(片切) 1P15A 大角型埋込配線器具(新金属)
●3	埋込スイッチ(3路) 1P15A 大角型埋込配線器具(新金属)
特記なき配管配線は下記とする	
(電灯回路)	
EM-EEF2.0-3C(天井)	(既設流用)
EM-EEF1.6-2C(天井)	
EM-EEF1.6-3C(天井)	
二重天井内は、ケーブルがし配線とする	
壁内立上げ立下げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする	

平面図「改修後」 1/100 注記 1) 太線部分は、新設を示す

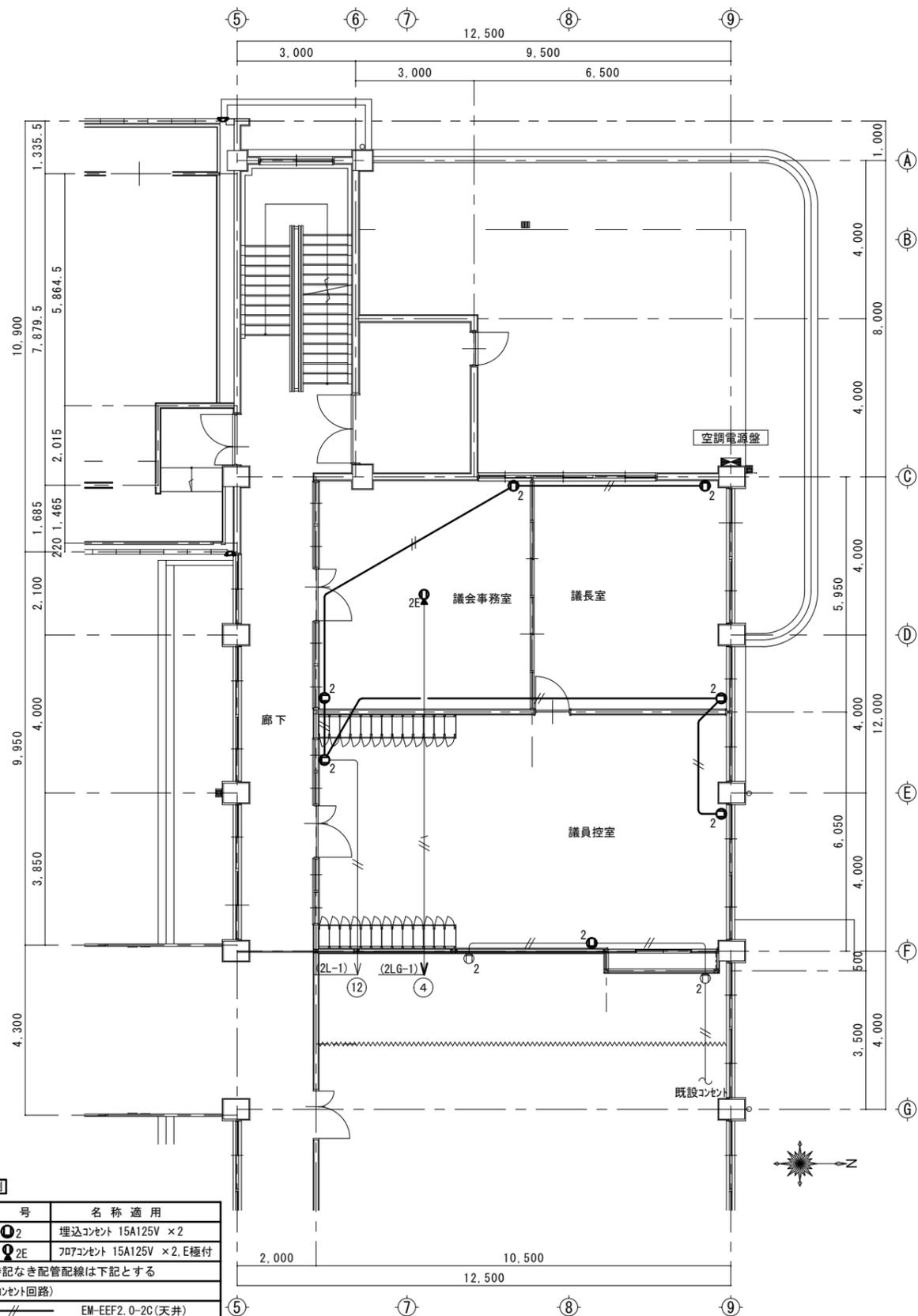
●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 電灯設備 平面図 改修前後

●図面番号 E-03

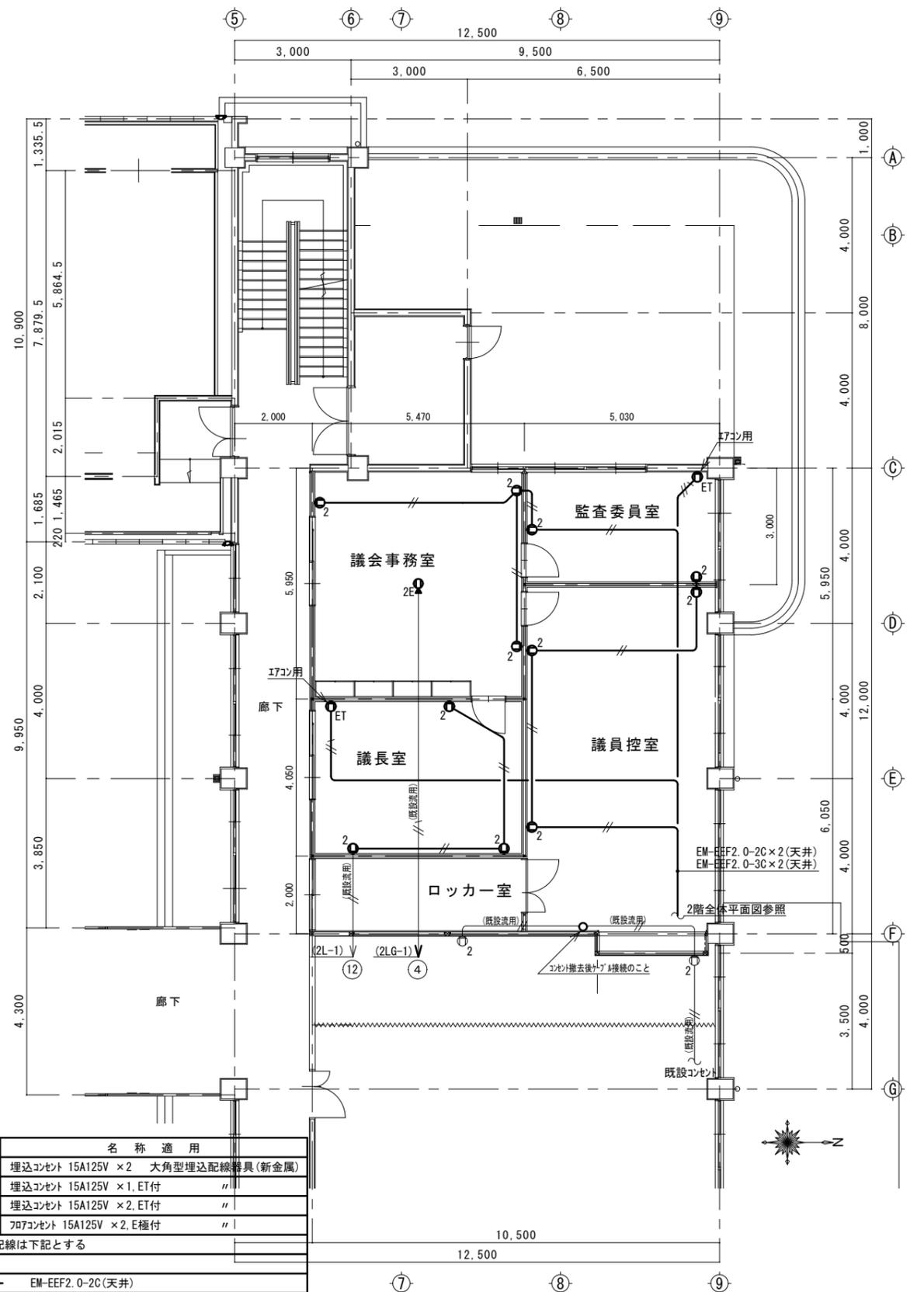
●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



記号	名称適用
②	埋込コンセント 15A125V × 2
②E	7P埋込コンセント 15A125V × 2, E極付
特記なき配管配線は下記とする (コンセント回路)	
—//—	EM-EEF2.0-2C(天井)
—//—	EM-EEF2.0-3C(天井)

平面図「改修前」 1/100 注記 1) 太線部分は、撤去を示す



記号	名称適用
②	埋込コンセント 15A125V × 2 大角型埋込配線器具(新金属)
②ET	埋込コンセント 15A125V × 1, ET付
②E	埋込コンセント 15A125V × 2, E極付
②E	7P埋込コンセント 15A125V × 2, E極付
特記なき配管配線は下記とする (コンセント回路)	
—//—	EM-EEF2.0-2C(天井)
—//—	EM-EEF2.0-3C(天井)
二重天井内は、ケーブルがし配線とする 壁内立上げ立下げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする	

平面図「改修後」 1/100 注記 1) 太線部分は、新設を示す

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

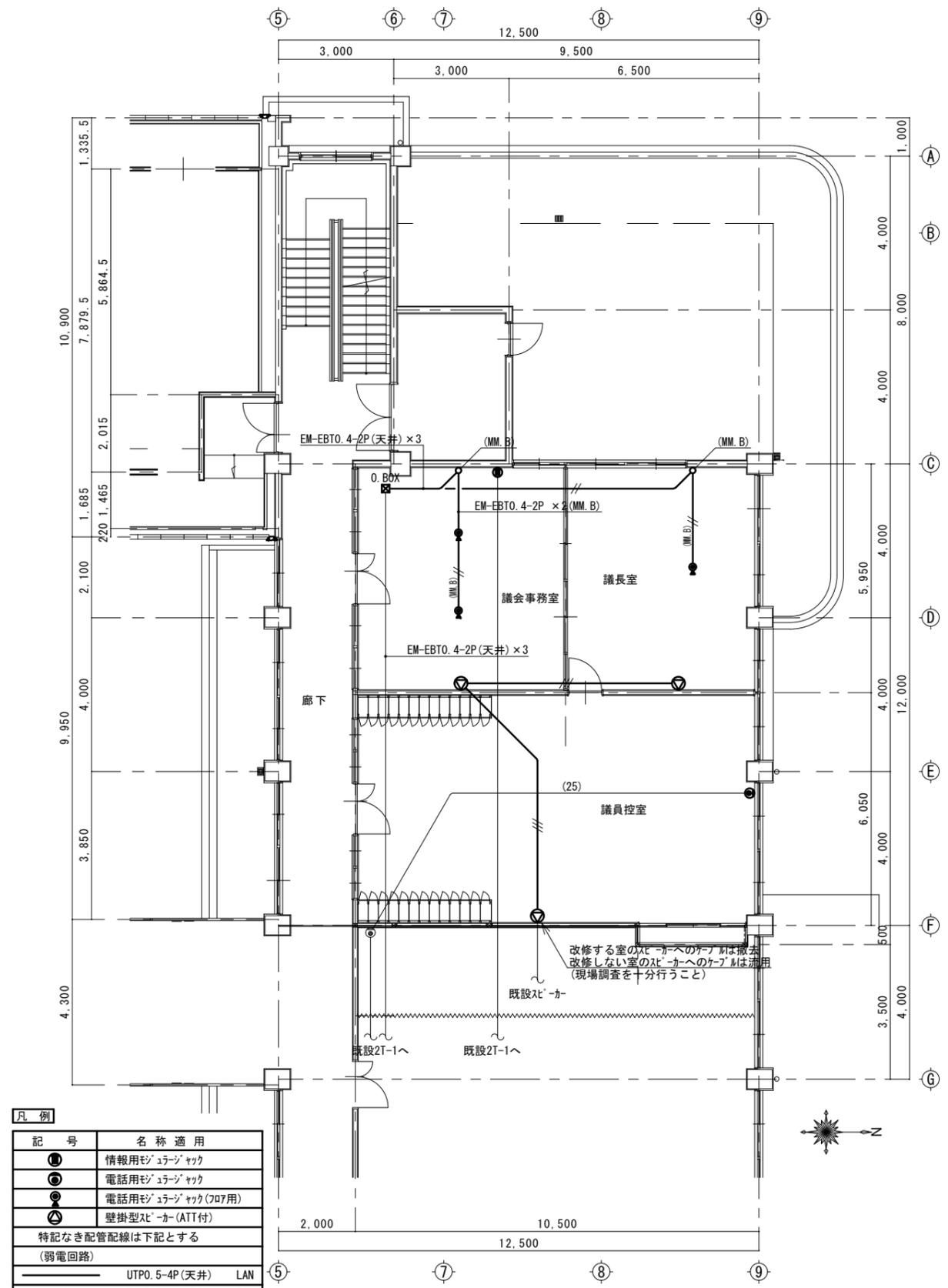
●図面番号 E-04

株式会社橋建築事務所

●図面名 コンセント設備 平面図 改修前後

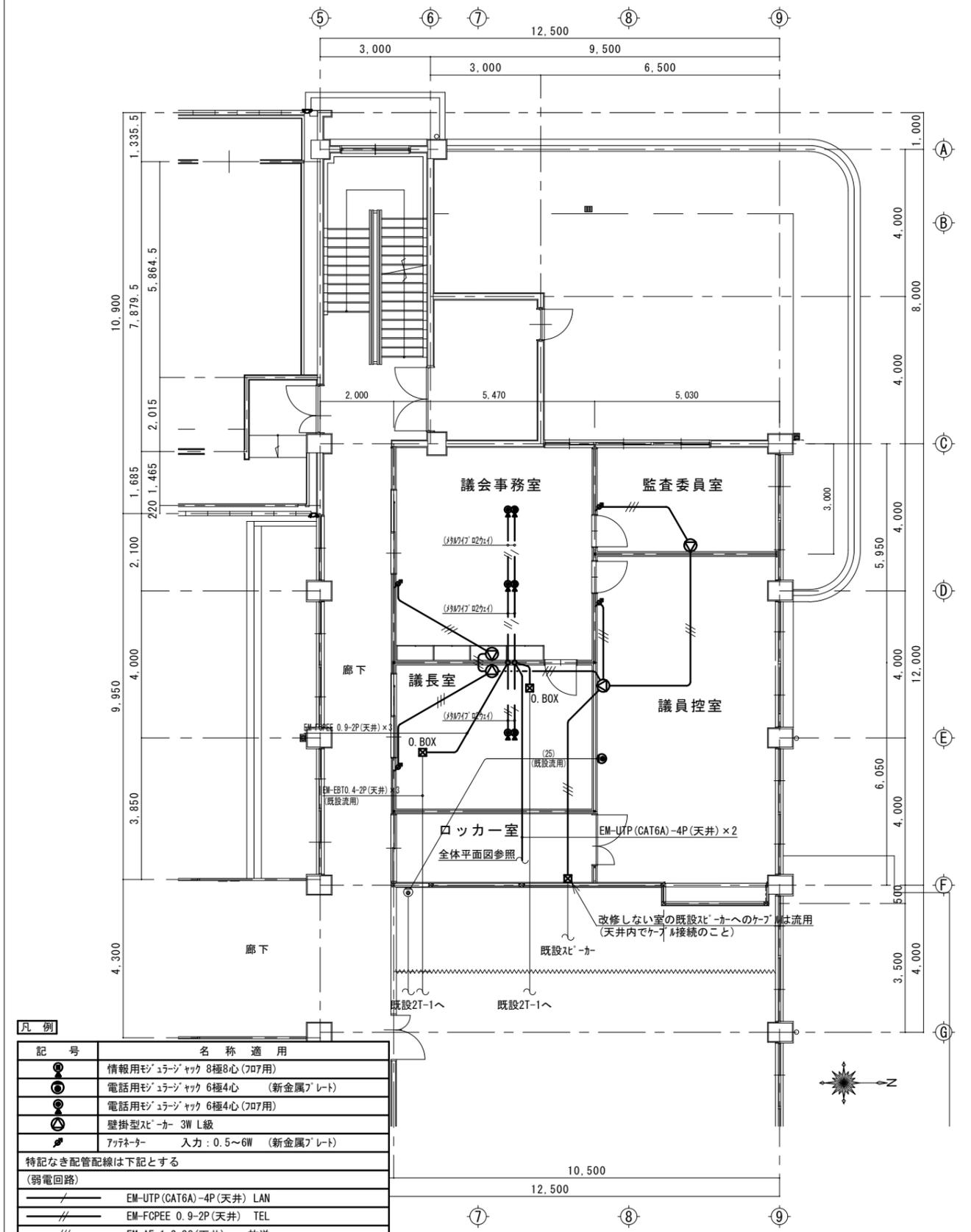
●縮尺 1/100

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



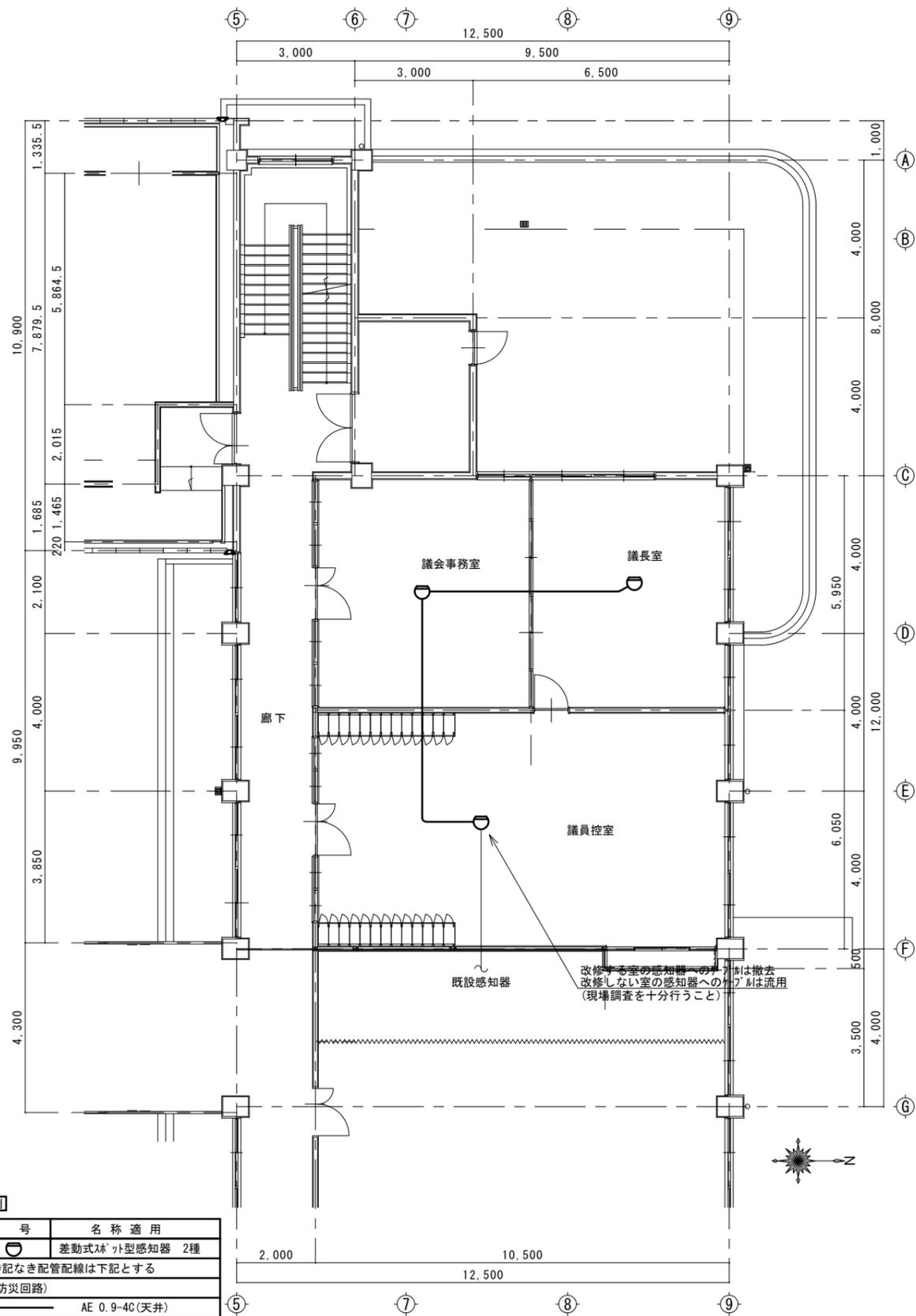
記号	名称適用
●	情報用モジュラーヤック 8極8心(707用)
●	電話用モジュラーヤック
●	電話用モジュラーヤック(707用)
●	壁掛型スベーカー(ATT付)
特記なき配管配線は下記とする (弱電回路)	
—	UTP0.5-4P(天井) LAN
—	EM-EBTO.4-2P(天井) TEL
—	AE 1.2-3C(天井) 放送

平面図「改修前」 1/100 注記 1) 太線部分は、撤去を示す

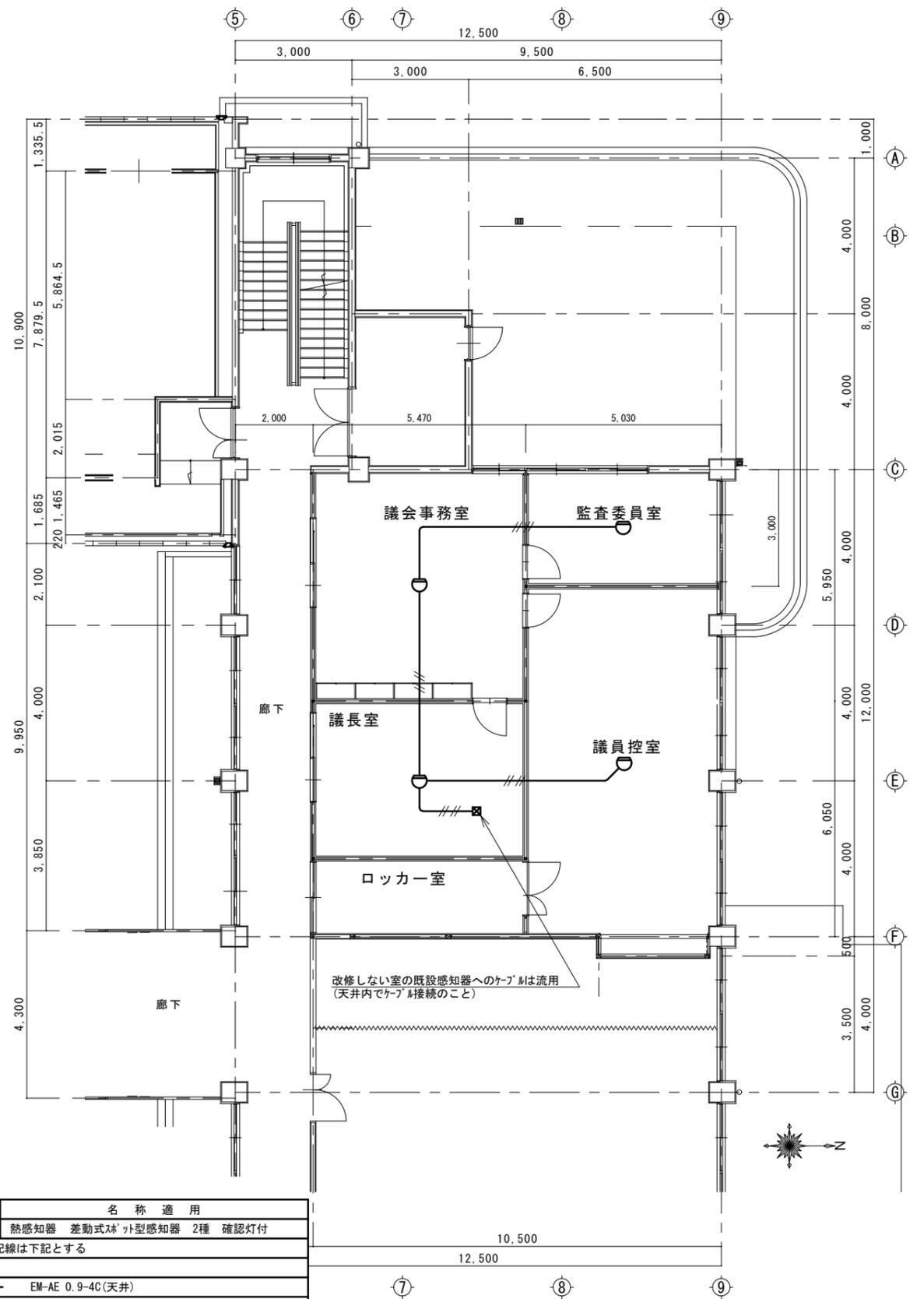


記号	名称適用
●	情報用モジュラーヤック 8極8心(707用)
●	電話用モジュラーヤック 6極4心 (新金属プレート)
●	電話用モジュラーヤック 6極4心(707用)
●	壁掛型スベーカー 3W L級
●	フッテナー 入力: 0.5~6W (新金属プレート)
特記なき配管配線は下記とする (弱電回路)	
—	EM-UTP(CAT6A)-4P(天井) LAN
—	EM-FOPEE 0.9-2P(天井) TEL
—	EM-AE 1.2-3C(天井) 放送
二重天井内は、ケーブルがし配線とする 壁内立上げ立下げ部分は、適合するPF管にてケーブル保護をする	

平面図「改修後」 1/100 注記 1) 太線部分は、新設を示す



平面図「改修前」 1/100 注記 1) 太線部分は、撤去を示す



平面図「改修後」 1/100 注記 1) 太線部分は、新設を示す

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

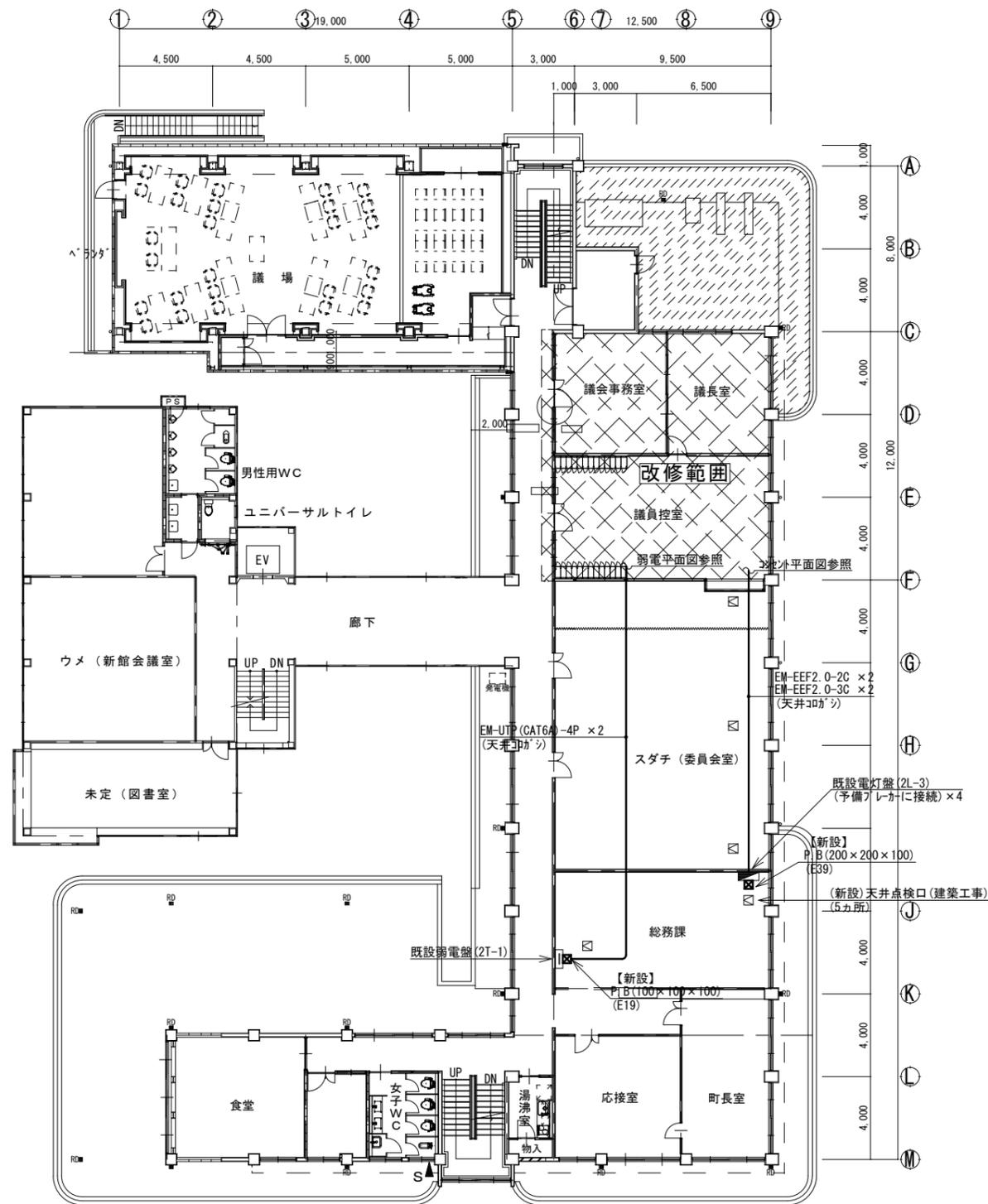
●図面番号 E-06

株式会社橋建築事務所

●図面名 防災設備 平面図 改修前後

●縮尺 1/100

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



2階平面図「改修後」 1/200

注記 1) 太線部分は、新設を示す

	●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号 E-07	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 電気設備 全体平面図 改修後	●縮尺 1/200	

機械設備工事 特記仕様書

1 工事名称	令和7年度 議会事務局改修工事
2 工事場所	
3 建物概要	
4 一般事項	<p>1 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」及び同標準図に基づき関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。</p> <p>2 本工事に必要な関係官庁への手続きは請負者が代行し、これに伴う費用は請負人の負担とする。</p> <p>3 本工事施工に当たり着工前に必ず施工図及び承認図を提出し、係員の承認を経て着工すること。</p> <p>4 本工事施工にあたり既存部分を損傷または汚染した場合は既成にならない補修のこと。</p> <p>5 本工事にて使用する仮設、工事用電源、水道等の費用は工事請負人の負担とする。</p> <p>6 本工事施工にあたり、建築工事と施工方法や工程打ち合わせを充分おこない完全に施工のこと。</p> <p>7 本工事施工にあたり、図中明記なくとも本工事施工上必要な既存設備の移設、仮設、及び調整工事等も全て本工事範囲に含む。</p>
5 工事範囲	<p>下記工事項目を本工事の範囲とする。</p> <p>1 給水 設備工事</p> <p>2 排水 設備工事</p> <p>3 衛生器具 設備工事</p> <p>4 給湯 設備工事</p> <p>5 LPガス 設備工事</p> <p>6 冷暖房 設備工事</p> <p>7 換気 設備工事</p>
6 メーカー指定	<p>下記メーカーリストを本工事に適用する。</p> <p>1 管材 JIS規格品 JWVA規格品</p> <p>2 弁類 東洋バルブ 相当品</p> <p>3 衛生器具 LIXIL TOTO 相当品</p> <p>4 排水金物 ダイドレ ホヨス 相当品</p> <p>5 小口径継 アロン化成 積水化学工業 前澤化成工業 クボタ アイ</p> <p>6 ガス給湯器 日立アプライアンス パナソニック ハーマン リンナイ ノリツ</p> <p>7 消火機器 ヤマト 立売機 横井製作所 相当品</p> <p>8 浄化槽 アムズ ダイキアタニス 大栄産業 フジクリン工業 ミッヨ 前澤化成工業 クボタ</p> <p>9 エアコン ダイキン工業 東芝 三菱重工 三菱電機 日立 三洋電機</p> <p>10 換気扇 日立アプライアンス パナソニック 三菱電機 東芝キヤリヤ ダイキン工業</p>

7 特記事項	<p>1 水道加入金、公道取付費は、本工事 別途工事 とする。</p> <p>2 弁類において、直径部は10kg/cm²、その他は、5kg/cm²とする。</p> <p>3 衛生器具、機器類などの色は、製造業者の標準色を原則とするが、詳細は担当係員と協議して決定する。</p> <p>4 排水管（ビニール管）を土中埋設する場合は、「共仕」の当該事項に従い、根切り底の突き固めを行う。</p> <p>5 管を土中埋設する場合は、管の保護のため山砂の類にて、管の周囲を埋め戻し、『共仕』に従い</p> <p>地中埋設表示（埋設表示テープ及び埋設標）を行う。</p> <p>6 配管の保温・塗装・吊り及び支持は「共仕」及び「標準図」に従い（床下土中配管舎）施工のこと。</p> <p>また、屋外露出部分の保温工事は、ステンレスラッキングとする。</p> <p>7 配管及びバルブ類の保温断熱工事は、寒冷地に充分配慮して施工のこと。</p> <p>8 鋼管類の支持金物接触部は全て防食テープ2回巻きのこと。（RC接触部共）</p> <p>9 屋外露出配管は全て指定色塗装のこと。（SUSラッキング部は除く）</p> <p>10 防火区画及び防火上主要な間仕切り壁を貫通する配管、配線は国土交通省認定（1時間耐火性能を有する）の工法により施工のこと。</p> <p>11 消防用設備等の設置については、消防法第17条第1項に基づき、技術上の基準に適合させること。</p> <p>12 冷媒配管の保温は、架橋ポリエチレンカバー（30倍発砲、肉厚20mm）を原則とし、仕上げの隠ぺい部分はビニールテープ巻き、屋外露出部分は、ステンレスラッキング仕上げとする。</p> <p>13 パッケージエアコン室内外機1次側電源送りは、電気工事とし、室内外の渡り配線、個別リモコンの配管配線工事集中リモコンの配管配線工事は、本工事とする。</p> <p>14 パッケージエアコンの2次側配線、操作スイッチ及び渡り配線の太さ、本数については、各メーカーに合致すること。</p> <p>15 換気設備において、延焼ラインにかかる恐れのあるベントキャップはFD付とする。</p> <p>16 平成12年建設省告示第1369号第1の七項に定める規定を適用し、ダクト径100φ以下（100cm以内）については防火ダンパー設置を免除とする。</p> <p>17 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、その施工方法について、監督員の承認を受けた後に施工のこと。</p> <p>18 工事の施工に伴い、既存部分を汚染、又は損傷した場合は、既成にならない補修すること。</p> <p>19 発生材のうち、引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>20 図中以外で、建築物に利害等を及ぼすような設備があれば、速やかに監督員に報告し、対処すること。</p>
--------	--

	●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事	●図面番号 M-01	株式会社 橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 機械設備工事 特記仕様書 1	●縮尺 NON	

凡 例

シンボル	適用	名 称	規 格 等
— — — — —	○	給 水 管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 H I V P
— — — — —		給 水 管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 H I V P
— — — —		給 湯 管	耐熱性硬質塩化ビニールライニング鋼管 H T L P
— — — — —	○	排 水 管	硬質塩ビ管 V P 第一会所まで
— — — — —		通 気 管	硬質塩ビ管 V P
— — — — —		屋 外 排 水 管	硬質塩ビ管 V U
— G — — —		ガ ス 管	配管用炭素鋼鋼管 S G P (白)
— G — — —		ガ ス 管	外面ナイロンコーティング鋼管 G L P (埋設部)
— R — — —	○	冷 媒 管	被覆断熱鋼管 C U P
— D — — —	○	ド レ ン 管	硬質塩ビ管 V P
— — — — —	○	換 気 ダ ク ト	スパイラルダクト S P D (特記以外)
Ⓡ		リ モ コ ン	個別リモコン
Ⓢ		リ モ コ ン	集中リモコン
⊙	○	給 水 栓	
⊕		散 水 栓	ボックス共
⊕		水 栓 柱	塩ビ製水栓柱共
⊕		混 合 水 栓	
⊕		ガスメーター	ガス供給者側工事
⊕	○	仕 切 弁	水道直圧部 J I S 10K その他 J I S 5K
⊕		逆 止 弁	J I S 10K
⊕		量 水 器	副止水栓、ボックス共 (m/m)
⊕		ボールタップ	
⊕		Y型ストレーナー	
⊕		安全弁	
⊕		床排水金物	
⊕		床上掃除口	
⊕		ベンドキャップ	—アルミ製(指定色塗装)—
⊕		消火器	
樹 類 (樹 リ ス ト 参 照)			
⊕		汚 水 樹	(詳細は樹リスト参照)
⊕		雨 水 樹	(詳細は樹リスト参照)
特 記 ※ 上記の○印を本工事に適用する。			

保温・防露仕様書

保温仕様 (該当に○印)		
区 分	施 工 箇 所	材 料 ・ 施 工 順 序
○ 給水	・ 屋内露出 (一般)	グラスウール保温筒 20mm+鉄線+合成樹脂製カバー
○ 排水	○ 天井, P S, 壁内	グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒 20mm+アルミガラスクロス粘着テープ
・ 消火	・ 床下ピット内	ポリスチレンフォーム保温筒 20mm+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+着色アルミガラスクロス
	・ 屋内露出 (倉庫等)	グラスウール保温筒 20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス
	・ 屋外露出 (排水除く)	ポリスチレンフォーム保温筒 20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板
・ 給湯	・ 屋内露出 (一般)	ロックウール保温筒 20mm+鉄線+合成樹脂製カバー
・ 温水	・ 天井, P S, 壁内	ロックウールアルミガラスクロス化粧保温筒 20mm+アルミガラスクロス粘着テープ
	・ 床下ピット内	ロックウール保温筒 20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+着色アルミガラスクロス
	・ 屋内露出 (倉庫等)	ロックウール保温筒 20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス
	・ 屋外露出	ロックウール保温筒 20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板
・ 上記の○印を本工事に適用する。なお、○印以外でも該当する箇所があれば、上記に準じて施工のこと。		
・ 排水管のうち耐火二層管を使用する箇所は、保温不要とする。		
・ 給湯管のうち被覆断熱鋼管を使用する箇所は、保温不要とする。(埋設部除く)		
塗装仕様 (該当に○印)		
区 分	施 工 箇 所	材 料 及 び 施 工 順 序
・ 鋼管 (白)	・ 屋内外露出	エッチングプライマー 1回+さび止めペイント+調合ペイント 2回
・ 鋼管 (黒)	・ 屋内外露出	調合ペイント 2回

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面番号 M-02

株式会社 橋 建 築 事 務 所

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

●図面名 機械設備工事 特記仕様書 2

●縮尺 NON

機器表

* 空調機はグリーン購入法適合品とする。(R-4エアコンは除く)
 * 運転電流が20Aを超える機器には高調波対策を実施のこと
 * 室外機には転倒防止装置を取り付けること

記号	名称	付属品及び備考	数量
RAC-25	ルームエアコン	空冷ヒートポンプ式 壁掛形	1
		冷房能力 2.5kW 暖房能力 2.8kW 圧縮機 0.800kW	
		電源 1φ100V 消費電力 1.200kW	
		ワイヤレスリモコン 室外機転倒防止金物	
		室外機コンクリート基礎(地先ブロック) その他付属品共	
		冷媒配管サイズ (6.4/9.5) RAS-2515T (東芝相当品)	
RAC-40	ルームエアコン	空冷ヒートポンプ式 壁掛形	1
		冷房能力 4.0kW 暖房能力 5.0kW 圧縮機 0.800kW	
		電源 1φ100V 消費電力 1.850kW	
		ワイヤレスリモコン ドレンアップメカ 室外機転倒防止金物	
		室外機コンクリート基礎(地先ブロック) その他付属品共	
		冷媒配管サイズ (6.4/9.5) RAS-4015T (東芝相当品)	

機器表

* 延焼ラインにかかる恐れのあるベントキャップはFD付とする

記号	名称	付属品及び備考	数量
EF-1	ダクト用換気扇	24時間換気機能付 天井埋込形 居間・事務所・店舗用	2
		ダクト接続口径 100φ 24時間換気風量 40m ³ /h (30Pa)	
		一般換気風量 120m ³ /h (30Pa) 消費電力 14w	
		コントロールスイッチ P-04SWLB ₅ (電気工事に支給とする)	
		SUS製深形フード(防虫網付) P-13VSQ ₄ その他付属品一式共 VD-15ZLX ₁₄ -CS (三菱相当品)	
EF-2	ダクト用換気扇	24時間換気機能付 天井埋込形 居間・事務所・店舗用	2
		ダクト接続口径 150φ 24時間換気風量 75m ³ /h (30Pa)	
		一般換気風量 230m ³ /h (30Pa) 消費電力 28.5w	
		コントロールスイッチ P-04SWL ₂ (電気工事に支給とする)	
		SUS製深形フード(防虫網付) P-18VSQ ₄ その他付属品一式共 VD-18ZLX ₁₄ -CS (三菱相当品)	

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

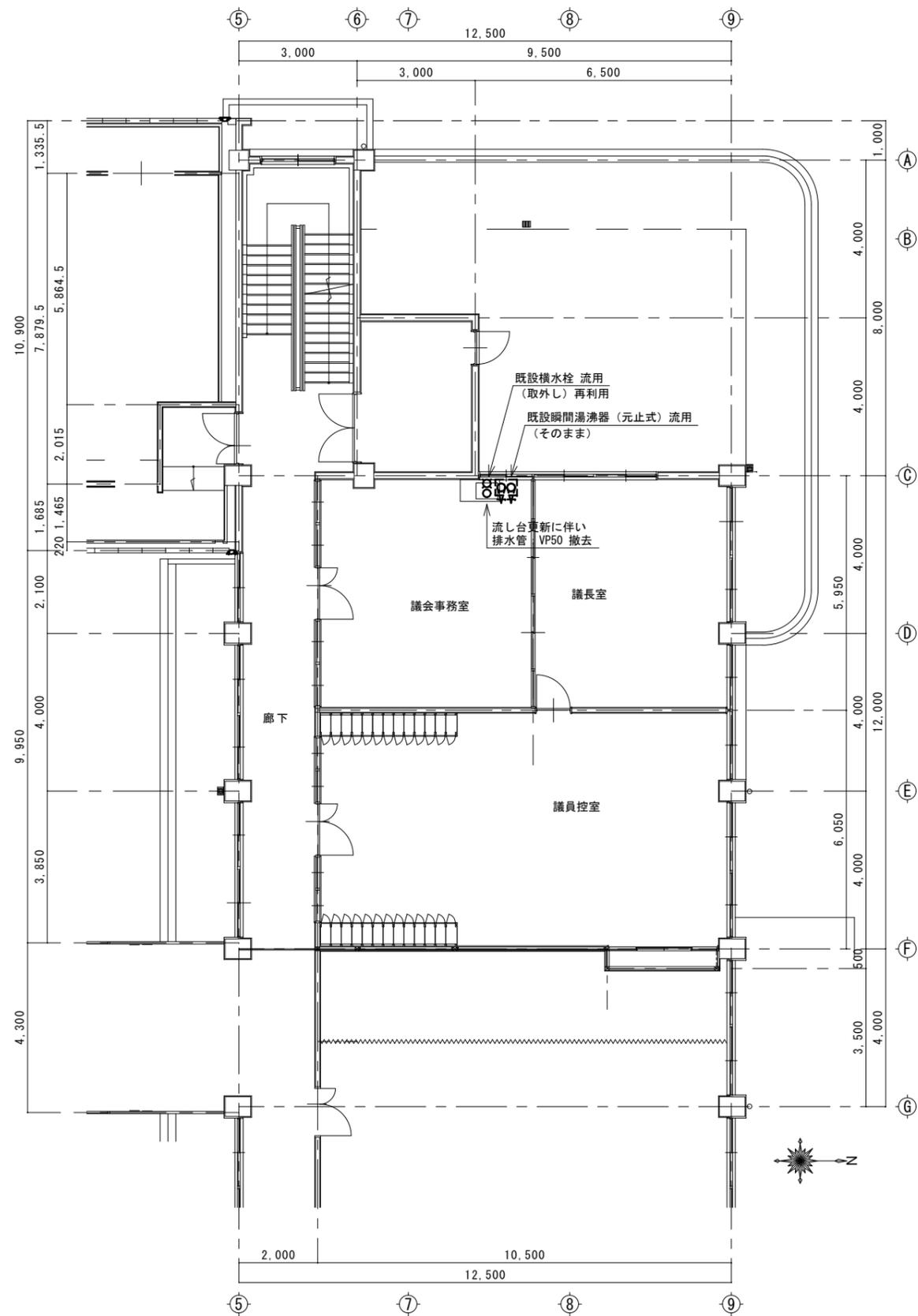
●図面番号 M-03

株式会社橋建築事務所

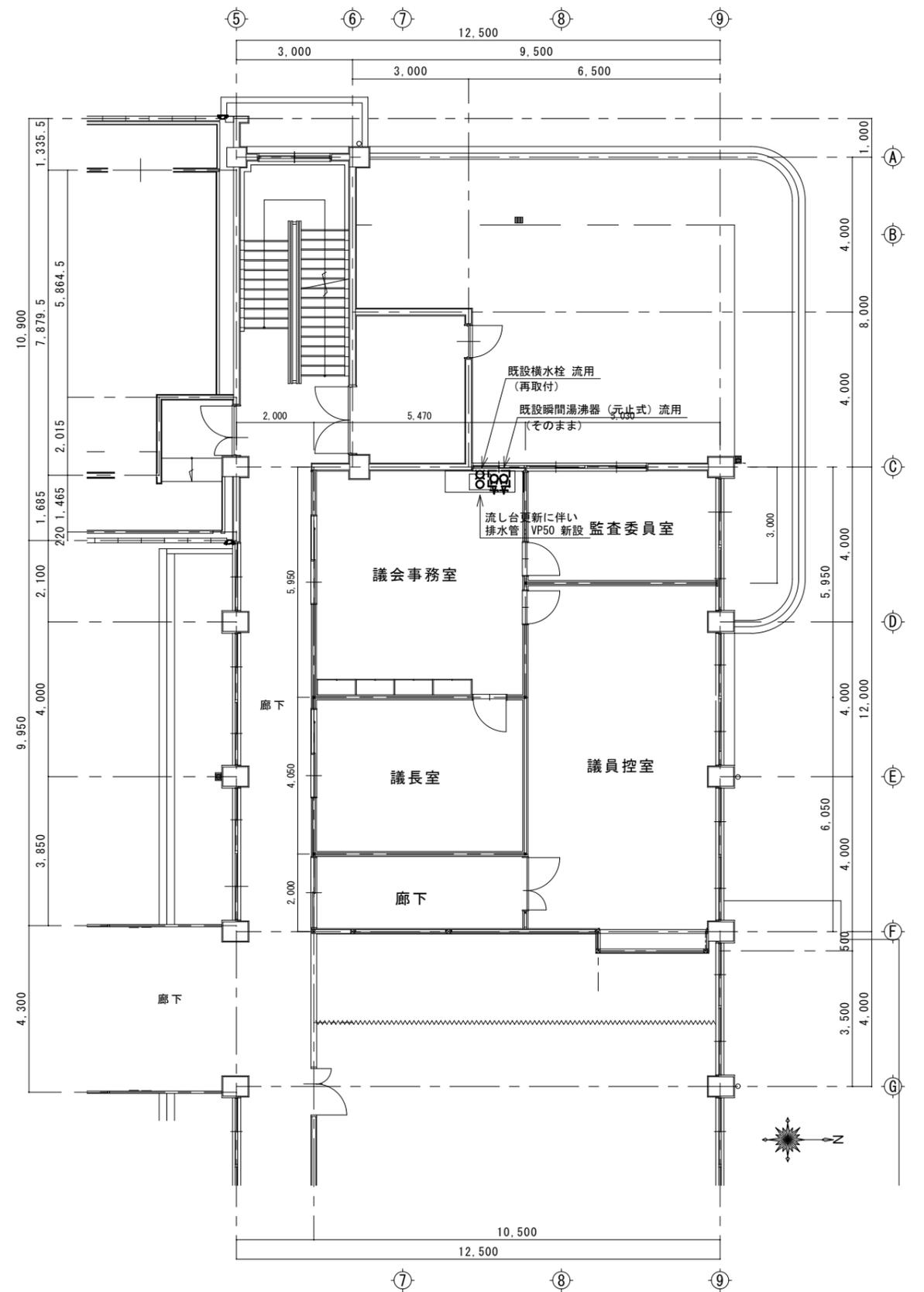
●図面名 機器表

●縮尺 NON

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



平面図「改修前」 1/100



平面図「改修後」 1/100

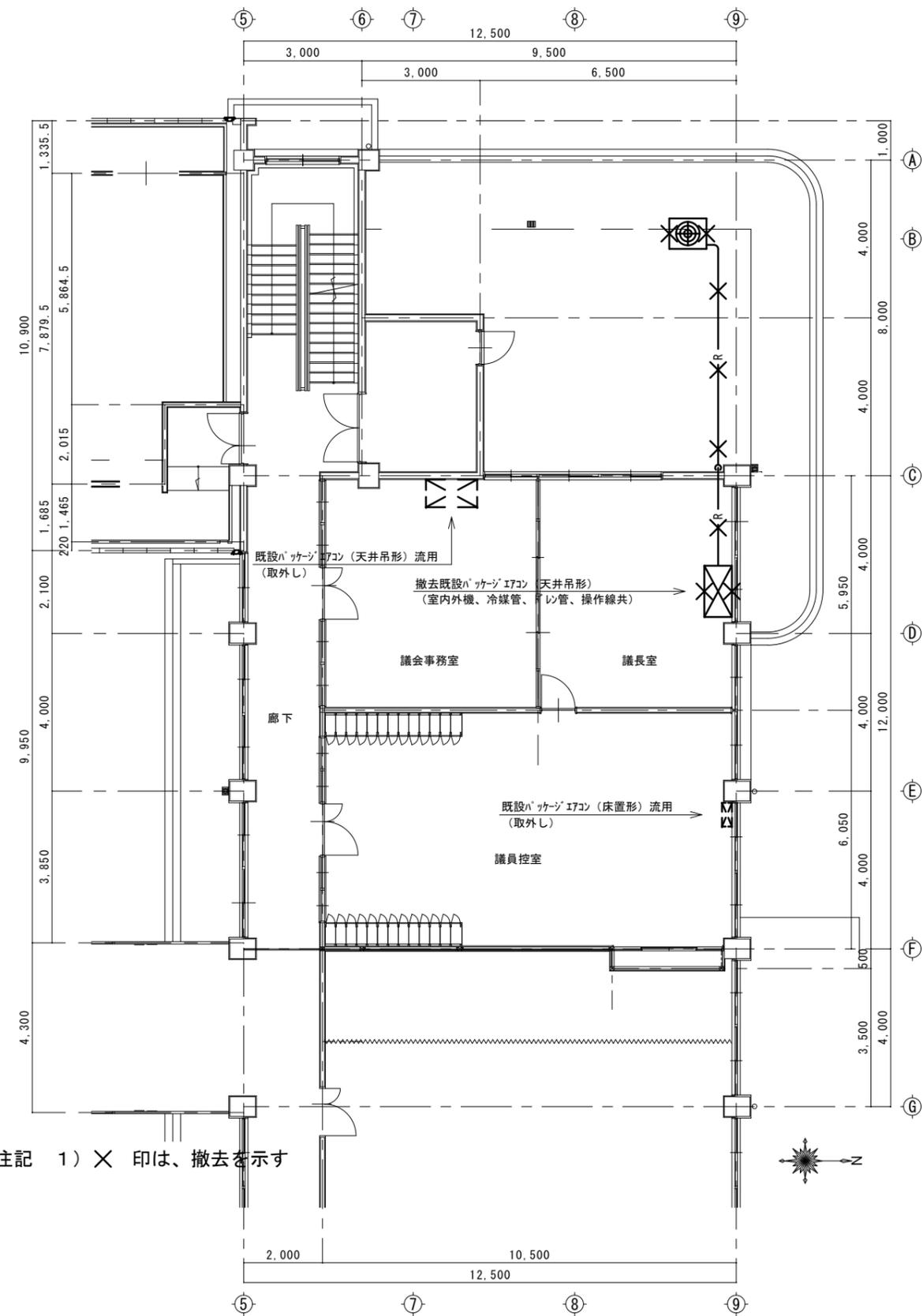
●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 給排水衛生設備 平面図 改修前後

●図面番号 M-04

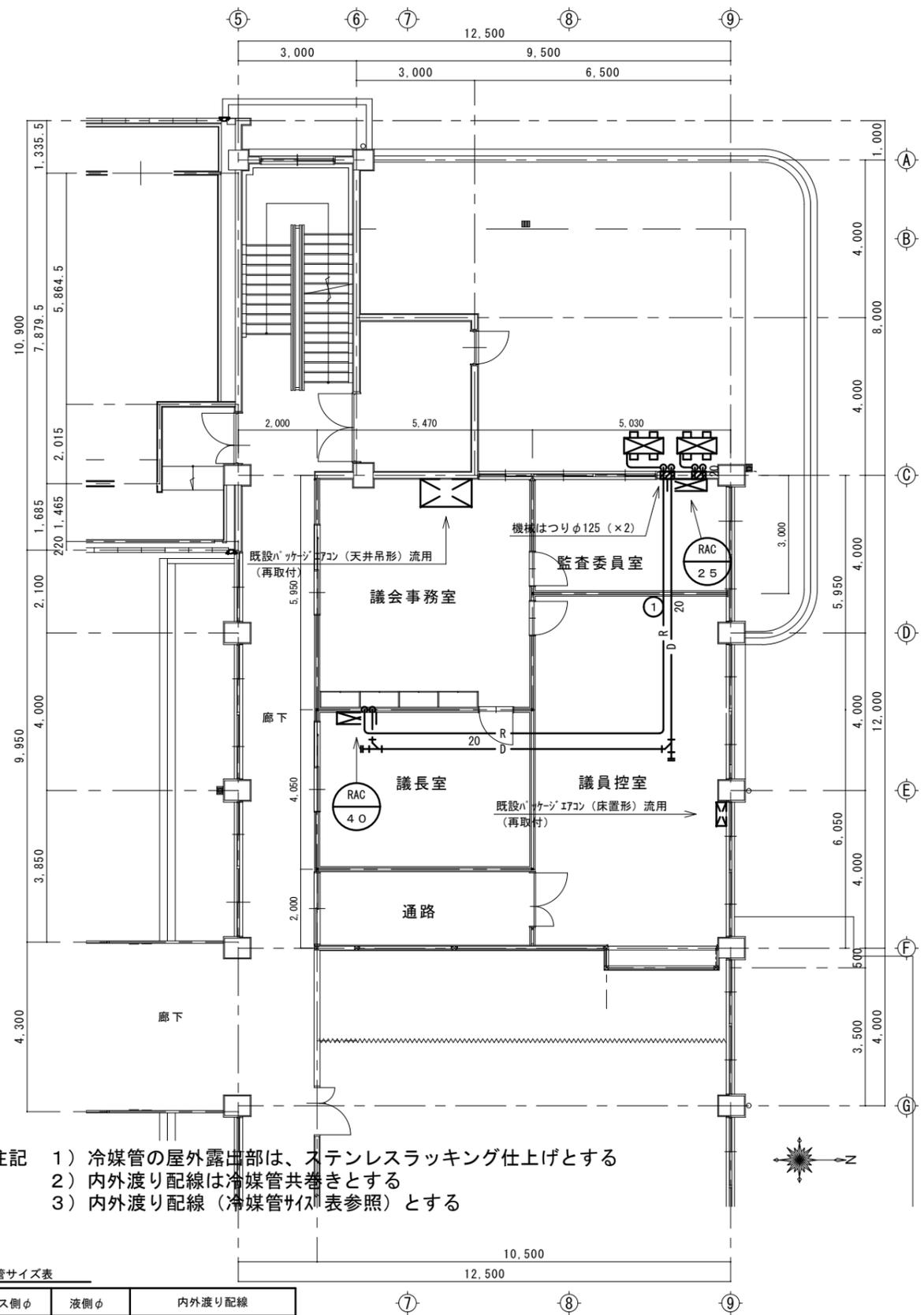
●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



注記 1) X印は、撤去を示す

平面図「改修前」 1/100



注記 1) 冷媒管の屋外露出部は、ステンスラッキング仕上げとする
 2) 内外渡り配線は冷媒管共巻きとする
 3) 内外渡り配線(冷媒管サイズ表参照)とする

冷媒管サイズ表

記号	ガス側φ	液側φ	内外渡り配線
①	9.5	6.4	EM-EEF 2.0-2C×2(1C7-S)
○			

平面図「改修後」 1/100

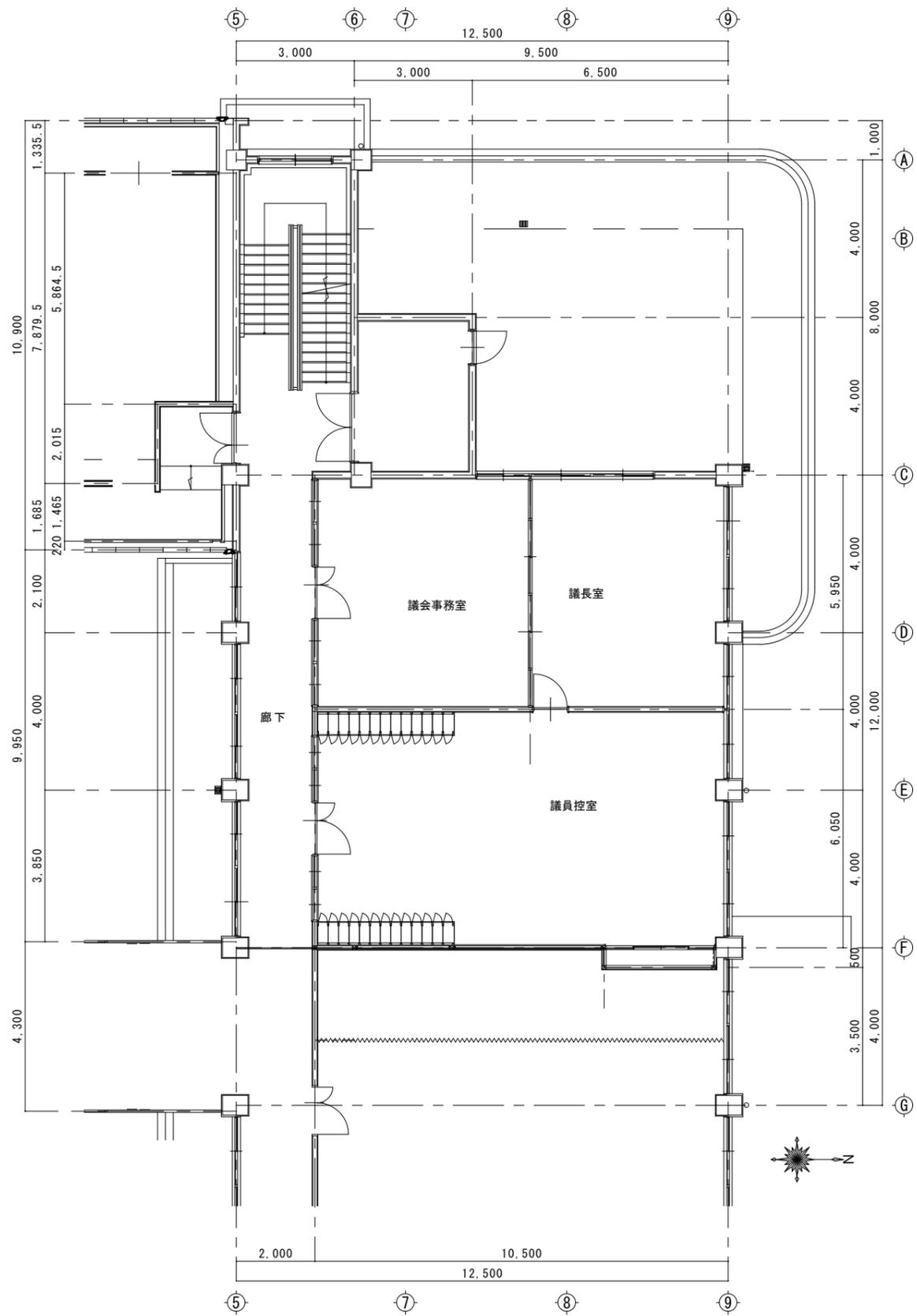
●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 冷暖房設備 平面図 改修前後

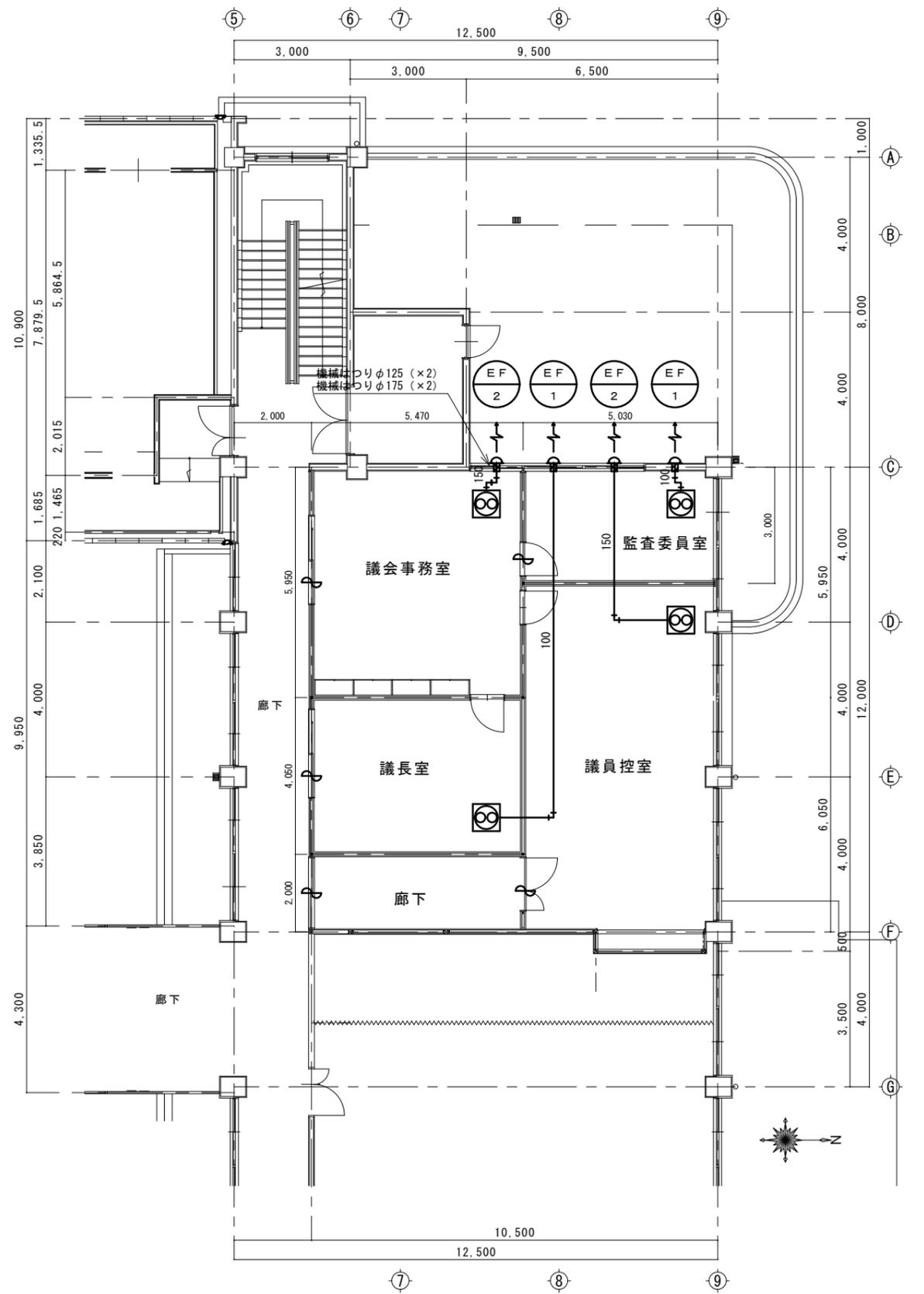
●図面番号 M-05

●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



平面図「改修前」 1/100



平面図「改修後」 1/100

●工事名 令和7年度 議会事務局改修工事

●図面名 換気設備 平面図 改修前後

●図面番号 M-06

●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所

一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明